

平成18年第1回海津市議会定例会

議事日程(第1号)

平成18年3月3日(金曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 平成18年度海津市一般会計予算
- 日程第4 議案第2号 平成18年度海津市海津苑運営特別会計予算
- 日程第5 議案第3号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計予算
- 日程第6 議案第4号 平成18年度海津市クレール平田運営特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 平成18年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算
- 日程第8 議案第6号 平成18年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第9 議案第7号 平成18年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計
予算
- 日程第10 議案第8号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第9号 平成18年度海津市老人保健特別会計予算
- 日程第12 議案第10号 平成18年度海津市介護保険特別会計予算
- 日程第13 議案第11号 平成18年度海津市下水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第12号 平成18年度海津市水道事業会計予算
- 日程第15 議案第13号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算
- 日程第16 議案第14号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別
会計予算
- 日程第17 議案第15号 平成18年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第18 議案第16号 平成18年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算
- 日程第19 議案第17号 平成18年度海津市羽沢財産区会計予算
- 日程第20 議案第18号 平成17年度海津市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第21 議案第19号 平成17年度海津市海津苑運営特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第20号 平成17年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算(第1
号)
- 日程第23 議案第21号 平成17年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第22号 平成17年度海津市介護保険特別会計補正予算(第2号)

- 日程第25 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
平成17年度海津市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第26 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
南濃衛生施設利用事務組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第27 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
南濃衛生施設利用事務組合から上石津町を脱退させることに伴う
同組合の財産処分について
- 日程第28 議案第23号 海津市内部組織設置条例の一部を改正する等の条例について
- 日程第29 議案第24号 海津市副収入役設置条例について
- 日程第30 議案第25号 海津市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第26号 海津市多目的集会施設・農業研修施設等条例の一部を改正する条例
について
- 日程第32 議案第27号 海津市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第28号 海津市国民保護協議会条例について
- 日程第34 議案第29号 海津市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について
- 日程第35 議案第30号 海津市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第31号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例について
- 日程第37 議案第32号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第33号 海津市職員の特殊勤務手当に関する条例について
- 日程第39 議案第34号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議案第35号 海津市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議案第36号 海津市教職員住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議案第37号 海津市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第43 議案第38号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第44 議案第39号 海津市障害児通園訓練施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第45 議案第40号 海津市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例につ
いて
- 日程第46 議案第41号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第47 議案第42号 海津市介護保険施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第48 議案第43号 海津市特別養護老人ホーム等条例の一部を改正する条例について
- 日程第49 議案第44号 海津市斎苑条例の一部を改正する条例について

- 日程第50 議案第45号 海津市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第51 議案第46号 海津市河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第52 議案第47号 海津市下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第53 議案第48号 海津市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第54 議案第49号 海津市非常勤水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例について
- 日程第55 議案第50号 海津市下水道事業特別会計への繰入について
- 日程第56 議案第51号 市道の路線認定及び廃止について
- 日程第57 議案第52号 指定管理者の指定について
- 日程第58 議案第53号 指定管理者の指定について
- 日程第59 議案第54号 指定管理者の指定について
- 日程第60 議案第55号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第61 議案第56号 海津市・養老郡・安八郡地域結核対策委員会の共同設置に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第62 議案第57号 西南濃粗大廃棄物処理組合理約の一部を改正する規約について

出席議員（20名）

1番	山田武君	2番	堀田みつ子君
3番	西脇幸雄君	4番	川瀬厚美君
5番	森昇君	6番	永田武秀君
7番	福井恭平君	8番	近藤輝明君
9番	山田勝君	10番	飯田洋君
11番	服部寿君	12番	伊藤善朗君
13番	浅井まゆみ君	14番	伊藤仁夫君
15番	松岡光義君	16番	水谷武博君
17番	星野勇生君	18番	藤田敏彦君
19番	渡辺光明君	20番	赤尾俊春君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	助役	水谷敏行君
教育長	平野英生君	総務部長	津野基紀君
総務部次長兼			
総務課長	菱田正保君	企画部長	小澤一郎君
産業経済部長	菱田輝由君	建設部長	伊藤秋弘君
水道環境部長	高木謙次君	市民福祉部長	大倉富夫君
消防長	田中俊澄君	教育次長	菱田秀明君
		水道環境部	
建設部建設課長	丹羽功君	水道課長	館尋正君
水道環境部		市民福祉部	
下水道課長	高木武夫君	市民課長	安藤勉君
市民福祉部参事		市民福祉部参事	
兼高齢福祉課長	谷芳和君	兼障害福祉課長	後藤昌司君
市民福祉部			
児童福祉課長	平野敏君	海津苑所長	伊藤直次君
総務部財政課長	福田政春君	教育総務課長	渡辺良光君
		社会教育	
学校教育課長	横井信雄君	文化課長	日比正廣君
監査委員		選挙管理委員会	
事務局長	高木栄君	事務局長	菱田義博君
農業委員会		産業経済部	
事務局長	加藤賢治君	農林振興課長	水谷明寛君
会計課長補佐	伊藤裕紀君		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 森 賢 一
議会事務局
庶務係長 近 藤 和 子

議会事務局次長
兼 議事係長 馬 場 司 郎

開会宣告

議長（水谷武博君） 改めまして、皆様、おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は20名でございます。定足数に達しておりますので、平成18年海津市議会第1回定例会を開会いたします。

本定例会の本議場への執行部席に関係課長等の順次着席を許可いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

会議録署名議員の指名

議長（水谷武博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において15番 松岡光義君、

17番 星野勇生君を指名いたします。

会期の決定について

議長（水谷武博君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本会の会期は、本日から3月22日までの20日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、本会の会期は、本日から3月22日までの20日間とすることに決定いたしました。

議案第1号 平成18年度海津市一般会計予算から議案第57号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の一部を改正する規約についてまで

議長（水谷武博君） それでは、ただいまから日程第3、議案第1号から日程第62、議案第57号までを一括上程し、それらを踏まえ、市長より施政方針と提案理由の説明をいただきます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

市長（松永清彦君） 本日、ここに平成18年海津市議会第1回定例会が開会され、平成18年度予算案及び条例、その他の案件について、御審議をお願いするに当たりまして、今後の市政に対する私の所信を述べさせていただきますとともに、今回提案いたしております予算案等について御説明を申し上げます。

昨年3月28日の市町村合併により、新生海津市がスタートしましたが、議会議員の皆様方初め、多くの市民の皆様の格別な御支援によりまして、無事1年を迎えることができましたことに厚く御礼を申し上げます。

私は昨年5月に初代市長として就任させていただき、市民参画による魅力あるまちづくりを基本に、市民の健康と福祉の充実、教育環境の整備、安全で安心して住めるまちづくり、地域産業の活性化と行政のスリム化を進めるため、行財政改革に重点的に取り組んでまいりました。

具体的には、合併時に策定されました「新市まちづくり計画」に基づいて、海津市としての一体感の醸成を目指しますとともに、地域の発展と住民福祉の向上を図ってまいります。

以下、「新市まちづくり計画」における重点分野の6本の柱に沿って申し上げます。

初めに、安心できる地域医療・福祉の充実についてであります。

少子・高齢化による人口減少社会に直面する中、財政改革を進めておりますが、市民の選択と負担に基づく医療・福祉サービスを提供するシステムに転換することが肝要であります。とりわけ、医療、介護を柱とする社会保障制度は、市民生活を支える基盤であります。市民の将来に対する不安を解消していくためには、公正で適正な給付と負担で持続可能な制度とすることが重要であります。すべての人が、住みなれたまちでその人らしく安心して生活し続けられるように、地域でさまざまなつながりを持って取り組むことが求められております。公的サービスや家族によるケアのみならず、地域住民による相互支援がさらに充実するよう努めてまいります。

保健衛生に関しましては、健康増進法の規定に基づく健康増進計画を2ヵ年事業として策定いたします。高齢化が進展する中で、発病を予防する1次予防はますます大切になり、その対策を着実に推進し、壮年期死亡の減少、健康長寿に努めてまいります。

児童福祉におきましては、次世代育成支援行動計画に基づき、子供たちに子供時代を誇りに思えるまちづくりを基本理念として、各種施策の実現を促進してまいります。

障害者福祉につきましては、障害者自立支援法の施行に基づき、多機能型福祉施設の整備指針の策定と施設を有効利用したサービスの充実、福祉と教育の連携・融合、福祉的就労の確保を図るため、新たな施設サービス体系として生活介助、自立訓練、就労移行支援等の生活サービスや、夜間の生活の場としての福祉ホーム等の施設の充実を図ってまいります。一方、障害者の方々が自立した日常生活や社会生活を身近な地域で送れるよう、居宅でのホームヘルプサービスの一層の充実や、地域住民との恒常的な交流や支援を図ってまいります。

高齢福祉につきましては、平成18年度から始まる第4期高齢者保健福祉計画、第3期介護保険事業計画に基づき、高齢者がいつまでもはつらつと暮らすことができる施策を展開してまいります。中でも今回の介護保険法の改正では、介護予防を重点とした地域支援事業が新

設され、その事業を推進するため地域包括支援センターを新設いたします。このセンターの活動の成果として、生涯現役で活動できる成熟した高齢社会の創成に向けて努力するものがあります。

第2は、安全で快適な基盤づくりであります。市民の生命と財産を守り、安全・安心の確保に努めてまいります。

当市は、西に養老山地、中央に揖斐川、東を木曾・長良川に囲まれており、常に災害の恐怖がつきまっておりますが、国及び県当局の御尽力により治山・治水整備事業が鋭意進められ、ある程度の安全は確保されていると思慮いたしております。しかし、昨年7月の新潟、福島、そして福井の異常豪雨による災害では、土石流の流出、堤防決壊等、想定外の降雨量により被災を受けており、2007年完成予定の徳山ダムの工事促進を初め、河川・砂防河川整備を強力に推し進めてまいります。

一方、市民の防災意識の高揚と、万が一の土石流の流出、堤防の決壊による災害を減災するため、被害想定区域及び避難場所を明示したハザードマップを作成してまいります。また、東海・東南海地震に備え、木造住宅2階建て以下の建物を対象に、木造住宅耐震診断、木造住宅耐震補強工事の補助率を拡大します。

次に、市民の皆様が快適な日々の生活を営める基盤づくり対策であります。経済・社会活動を支える最も基礎的な生活基盤である道路整備は、真の豊かさゆとりが実感できるまちづくりには極めて重要な役割を果たすものと確信いたしております。そこで、東海環状自動車道路の建設促進、国道258号線の完全4車線化、木曾・長良川にかかる新架橋建設促進等大型プロジェクト事業の着実な前進と、生活道路であります県道・市道の、人と車の安全性確保を最優先にした整備促進に努めてまいります。また、昨今、私たちが不安を抱く事件や災害が発生しており、市民の生命と財産を守るため、関係機関の連携を密にするとともに、市民と行政が一体となって安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

災害対策につきましては、現在地域防災計画を策定しておりますが、東海・東南海地震を初め、風水害等における災害時の緊急対応と復旧体制等の充実強化に努めるとともに、市民の防災意識の高揚と自主防災組織の確立を図り、ハード・ソフト両面から防災対策を充実させてまいります。

快適な生活を支えるための上・下水道の整備、市営バス等の利便性の向上と安全に利用できる公園の整備も図ります。さらに開発指導を適切に実施し、秩序ある市街地形成を誘導し、魅力あふれるまちづくりに努めてまいります。

第3は、美しい自然環境の保全と循環型社会の推進であります。

当市には雄大な木曾三川のほか、大江川、津屋川等の中小河川が数多くあり、全国でも屈指の水郷地帯を形成するとともに、養老山地の美しい山並みが残されています。この美しい

自然環境の保全を図るため、自然生態系に配慮した治山・治水事業等を進めてまいります。資源の有限性を認識し、石油エネルギーの節減を図るため、公共施設の省エネルギー対策とともに市民への啓発を進め、地球温暖化に影響を及ぼす二酸化炭素の排出量を削減するよう努めてまいります。また、年々増加するごみの排出につきましては、減量化と再資源化のため一層の分別収集に努めるとともに、環境教育の場となるようリサイクル施設の整備を検討するなど、循環型社会を目指してまいります。

第4は、地域を担う人材育成・教育文化の振興であります。

児童・生徒が情報化、国際化時代に対応し、知・徳・体にすぐれた人間形成を図れるよう、教育内容の充実等、良好な教育環境の整備を推進してまいります。また、不登校対策や障害のある児童・生徒に対する支援等を進めます。昨今、フリーターやニートの問題が指摘されておりますが、将来に対し夢や希望を持つだけでなく、働くことの意義を正しく教える進路指導の充実を図ってまいります。

現在、市内中学校では職場体験学習を実施しており、成果も上げておりますが、昨年、先進地から講師を招き、教職員の研修を実施したところであります。平成18年度から、指定した中学校において新しい職場体験学習を実施してまいります。

また、幼保一元化については、今国会に提出予定の認定子供園制度について、市民のニーズを見きわめながら関係機関と研究してまいります。

一方、生涯学習の充実を推進するため、各種の学習講座を開講するとともに、青少年の地域活動への一層の参加を促し、地域活動を通じて郷土愛や豊かな心と熱い志を持つ青少年の育成に努めてまいります。また、市民が健康で触れ合いのある日常生活を送れるよう、生涯スポーツの振興を図るため、地域スポーツ団体の育成支援とスポーツ施設の機能整備を進めてまいります。昨年開催された世界ボート選手権大会を契機に、長良川サービスセンターを総合的なスポーツ活動の拠点として、ボート競技等のスポーツクラブの育成に努めてまいります。

第5は、豊かで活力ある産業の振興であります。

海津市の基幹産業の一つは農業であり、農業の活性化を図り、農家の経営安定に資することが肝要であると思っております。しかしながら、農業を取り巻く現状は極めて厳しく、特にWTO農業交渉・自由貿易協定交渉等、多くの課題が山積みしており、大きな岐路に立たされております。この状況の中、国においては、食糧・農業・農村基本法及び同基本法の理念を具体化した農政の指針である食糧・農業・農村基本計画が見直されました。その重要施策の一つとして、平成19年度から品目横断的経営安定対策を導入することとなり、いわば価格政策から所得政策への転換というものであります。これまで全農家を対象とし、品目ごとの価格に着目して講じてきた施策を、担い手に対象を絞り、経営全体に着目した施策に転換

することは、戦後の農政を根本から見直すものであります。また、この品目横断的経営安定対策の導入に伴い、現在進めている米政策の生産調整支援策は見直しが求められ、さらに産業政策と地域振興政策を区分して農業施策を体系化する観点から、品目横断的経営安定対策の導入と同時に、農地・水・環境の保全向上対策を新たに導入することとしております。

この一連の改革は、広範かつ大規模なものとなります。この改革は、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増大など、農業・農村が危機的状況にある中で、兼業農家、高齢農家などを初め、多様な構成員から成る地域農業を、狙い手を中心として、地域の合意に基づき再編しようとするものであります。それは同時に、食糧の安定供給のほか、国土・自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった農業・農村の持つ多面的機能の維持・継承につながるとともに、WTOにおける確固たる交渉の条件整備になるものであります。この最大の課題である改革を受け、やる気と能力のある経営に支援を重点化する農政改革に取り組み、農業施策推進のため鋭意努力してまいります。さらに、都市近郊型農業の確立を目指し、組織化による農地の高度利用に努めるとともに、地の利を生かし、付加価値の高い農業生産の確立を推進してまいります。また、土地改良未整備地区における基盤整備を進めて土地利用調整を行い、担い手の農地の利用集積を図ってまいります。

次に、商工業並びに観光の振興も極めて重要であると考えております。

景気は緩やかな回復が続けていると言われておりますが、地方経済はまだ回復傾向に至っていない状態であり、今後の原油価格の動向が経済に与える影響等に留意する必要があります。本市においては、海津町、平田町及び南濃町商工会が1月に合併契約書を締結し、この4月1日から海津市商工会として新たに発足されますので、今まで以上に商工会と緊密な連携を図りながら、その経営安定を支援するため、商工会運営補助金を初め、金融対策特別支援事業等を実施してまいります。さらに、商工会も一新され、さまざまな活性化に向けての事業が計画され、実施されますので、市といたしましてもできる限りの支援をしております。

また、徳山ダムの完成を控え、この地域の安全性は一層高まり、企業誘致にも大きな利点となりますので、市では企業誘致を進めるため、昨年10月に企業立地促進に係る海津市固定資産税の特例に関する条例を制定いたしました。名古屋市や高速道路インターチェンジにも近いという地理的条件を生かし、県補助制度とタイアップして企業誘致活動を積極的に展開し、地場産業の振興はもとより、新規産業の誘致、起業家の育成などを進めることにより、市民の雇用の場の確保と地域経済の活性化を図りたいと考えております。

また、本市には国営木曾三川公園、海津温泉、歴史民俗資料館、南濃温泉水晶の湯、月見の森、千代保稲荷神社などの観光施設があり、年間約500万人を超える観光客が訪れております。本市は豊かな自然、歴史・文化、温泉など、多くの魅力ある観光資源に恵まれており

ますので、市内観光モデルコースのPRに努め、交流人口の増大を図るとともに、新たな魅力づくりを積極的に進めてまいります。

第6は、市民参加・市民自治の推進と情報化であります。

私は、市政の推進に当たり、市民との協働によるまちづくりを今まで以上に進め、市民に開かれた市政と信頼される市政を確立していくことが最も重要であると考えております。このため、昨年市長に就任以来、みずから直接市民の皆様の声をお聞きするため、市長との対話室、市長への便り等による機会を設けており、今後も継続的に実施するとともに、市民の御意見を市政に反映していきたいと考えております。インターネット等を利用して、市政の情報の配信等などの情報提供や情報公開を進めるとともに、情報の共有化を図るためのシステムとして、電子自治体の構築を図ってまいります。また、市民の皆様がいつでも気軽に御相談やお問い合わせができるような体制づくりや、接遇の向上など、職員の意識改革を図り、市民の皆様が信頼される市役所にしてまいります。本年2月に行政改革推進懇談会の答申を受けましたが、合併の効果を最大限に生かし、自立した行財政運営を目指して策定いたしました行政改革大綱に基づき、行政のスリム化と効率的な行財政運営に努めるとともに、民間活力の活用等を進めてまいります。

次に、平成18年度予算案について御説明申し上げます。

我が国の経済は緩やかな回復を続けているとされておりますが、平成18年度の国の予算は重点強化期間最後の重要な予算であり、構造改革に一応のめどをつけるものと位置づけられ、同時に改革を加速するための予算とされております。予算編成に当たって、三位一体改革を推進するとともに、総人件費改革、医療制度改革、特別会計改革、資産・債務改革等について、予算に反映させ、歳出全般にわたり徹底した見直しを行い、新規国債発行額を前年度予算よりも大幅に減額し、約30兆円の発行にとどめております。

一方、地方財政においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が高い水準で推移することや、社会保障関係経費の自然増等により依然として大きな財源不足が生じるものと見込まれております。このため、地方財政計画の歳出については国の歳出予算と歩を一にして見直すこととし、職員定員の純減や給与構造改革等による給与関係費の抑制、地方単独事業費の抑制を図り、地方財政計画の規模の抑制に努めることにより、財源不足額の圧縮を図ることとしております。

一方、国と地方の信頼関係を維持しながら三位一体の改革を着実に推進するため、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保することを基本として地方財政対策を講じることとされております。このような観点に立って地方財政対策を講じた結果、平成18年度においては、一般財源総額は55兆6,334億円確保され、前年度と比較して204億円の増となり、平成17年度以上の額を確保されたところであります。当市は、地方交

付税等の国からの交付金等の依存度が高いことから、三位一体改革の影響は大きいものがあると同時に、社会保障関係費の自然増など、一段と厳しさが増しております。

このような状況の中、当市の予算編成に当たりましては、徹底した節減合理化に努め、事務事業の見直しを行うとともに、合併による行財政の効率化を進め、暮らしやすい地域づくりを進めるため、合併協議による調整方針に配慮し、新市まちづくり計画にある「光と風と水のふれあい庭園都市」を実現していくための諸施策を盛り込んだところであります。

以上の方針に基づき編成いたしました平成18年度予算案は、一般会計 149億 9,000万円、特別会計 119億 720万円、企業会計24億 480万円、財産区会計 420万円、総額 293億 620万円でございます。

続いて、歳出予算の主な内容について、一般会計から順次御説明申し上げます。

最初に、総務費について御説明いたします。

総額18億 3,499万 3,000円となり、前年度より1億 7,776万 2,000円の減額となっております。

主な内容については、男女共同参画社会の実現に向けて、昨年は市民意識調査を実施いたしました。今年度は意識調査をもとに男女共同参画プランの策定を進めてまいります。

現在、総合開発計画の策定を進めておりますが、平成19年度をスタートとする総合開発計画を市民の皆様にご理解いただくため、要約版を作成し配付するとともに、市民との協働によるまちづくりを推進するため、まちづくり講座等を実施してまいります。市政の円滑な運営の推進を担っていただく区や自治会に対する振興費や、集会所修繕整備等にも支援してまいります。

また、市民が安全・安心して暮らせるまちづくりを進め、市民と行政が一体となって防犯、交通安全対策に取り組むため、その活動に対して支援をするとともに、新たに交通安全指導員2名を配置し、交通弱者に対する交通安全教育・指導を実施してまいります。

自主バス運行につきましては、本年4月から、新たに平田北部地域を巡回する路線の新設と、南濃地域から海津明誠高校への通学の利便を図るため、巡回バスの増発を行ってまいります。また、市営バスについては、行財政改革の一環として運行业務を民間に委託し、経費の節減を図ってまいります。

姉妹都市交流につきましては、鹿児島県霧島市との姉妹都市盟約式典を本年4月と5月に双方の市で開催し、両市の交流を一層深めてまいります。なお、山形県酒田市との交流につきましても、友好都市として継続し、今後も交流を深めてまいります。

国際交流であります。米国アボンデール市につきましては、市長へ姉妹都市交流について文書にて照会中であり、アボンデール市長からの回答によっては、交流事業の協議のため訪問することを考えております。また、中国江西省につきましては、今後も友好交流を継続

し、交流を一層深めるとともに、今後の交流事業等についての協議のため江西省を訪問することといたしております。

次に、民生費について御説明いたします。

総額26億 4,257万 2,000円となり、前年度より2億 8,286万 8,000円の増額となっております。

主なものといたしましては、市民一人ひとりが人権意識を高め、お互いに人権を尊重し合い、平和で明るく住みよいまちづくりを目指すため、引き続いて人権教育及び人権啓発活動の推進を図ってまいります。また、人権教育・人権啓発推進の基本計画策定のため、住民意識調査の実施及び計画書作成等を実施してまいります。

地域福祉では、公的保健福祉サービスだけでなく、地域のさまざまな人や組織がつながり、地域福祉力を高め、高齢者・障害者・児童福祉などに共通の理念や、事業基盤、体制、仕組みづくりの指針として、地域福祉計画を2ヵ年かけて策定してまいります。

障害者福祉の充実につきましては、本年4月から障害者自立支援法が施行され、現行の障害者福祉制度の見直しを行い、利用者も応分の費用を負担し、みんなで支え合いながら障害者福祉サービスの向上を図るとともに、将来にわたり安定した制度とするための指針として障害福祉計画を策定いたします。福祉施設整備につきましては、県と歩調を合わせながら、グループホーム等の施設整備やPFI法による海津北高校跡地の障害者福祉施設整備構想の策定を進めてまいります。

児童福祉におきましては、次世代育成支援対策をさらに推進するため、児童手当支給対象終了年齢を、本年4月より小学校3年生までから小学校就学終了までに引き上げ、あわせて所得制限額も引き上げることにより、受給率はおおむね90%となります。

児童虐待等予防対策として要保護児童対策地域協議会を設立し、児童虐待を初めとする要保護児童の早期発見や、適切な保護を図るため、要保護児童及びその保護者に関する情報交換や支援内容の協議を図ってまいります。

母子家庭の自立を図るため、母親に自立支援教育訓練支給金を支給し、各種の適職に就くために必要な教育訓練講座を受講できる機会を設け、主体的な能力開発の取り組みを支援してまいります。子育て支援につきましては、辛亥保育園において、従来1週間に3日開いておりました子育て支援活動を、月曜日から金曜日までの5日間にふやし、子育ての情報交換や相談の場の充実に努めてまいります。また、今尾保育園の耐震補強工事を実施してまいります。さらに、現在、小学校入学前の乳幼児に対して医療費の助成をしておりますが、子育て支援の一助として、新たに市単独により小学校6年生までの児童に対して、安心して子育てしていただけるよう入院費を助成してまいります。

高齢者福祉につきましては、介護保険法の改正により、介護予防マネジメント、総合相

談・支援、包括的・継続的ケアマネジメント、権利擁護事業など地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に地域包括支援センターを設置してまいります。従来まで旧町ごとに設置しておりました地域型在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの窓口とするほか、各種高齢者サービス事業、介護予防事業等につきましても引き続き実施してまいります。

次に、衛生費について御説明申し上げます。

総額14億 7,736万 6,000円となり、前年度より4億 8,631万 7,000円の増額となっております。

市民の皆様の健康保持を目的とした生活習慣病検診や、早期発見・早期治療を目的としたがん検診等、各種検診等を行ってまいります。

介護予防特定高齢者把握のため、65歳以上を対象として生活機能評価を実施してまいります。

環境整備並びに廃棄物の減量施策を進めるため、環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画を策定し、廃棄物の適正処理のみにとどまらず、地球環境に配慮したまちづくりに向け、発生の抑制、再利用、再資源化のさらなる促進に努め、新たな価値観に基づくライフスタイルの創出を目指してまいります。

また、天昇苑に各種機能を総合的に配置したセレモニーホールの建設を進めてまいります。

次に、労働費について御説明いたします。

総額 3,732万 9,000円となり、前年度より 762万 6,000円の増額となっておりますが、働く女性の家の空調設備の老朽化により設備の更新を図ります。

次に、農林水産業費について御説明いたします。

総額6億 9,638万 2,000円となり、前年度より3億 1,299万 7,000円の減額となっております。

農業は、平成19年度より戦後最大の農政改革が行われ、新しい政策へ移行することとなります。その重要施策の一つは、経営に着目した品目横断的経営安定対策が導入されることにより、現在までの全生産者を対象とした水稻・麦・大豆に対する価格補てんが廃止となり、認定農業者、特定農業団体及びこれと同様の要件を満たす組織の経営に施策が集中されることとなります。この最大の課題である施策を推進するためには、確実な担い手の確保、特定農業団体の設立が必要であります。そこで、営農組合等の担い手組織の確保を推進するとともに、機械設備等の事業対策支援をしてまいります。さらに、農地・水・環境の良好な保全に向けた協同活動・営農活動への支援もいたします。

また、ぎふクリーン農業生産総合整備、南濃北部地区農村振興総合整備、各種農業生産基

盤整備、森林の間伐保育造林整備、林道開設整備及び安全・安心・健康な農作物の生産に寄与する農林業農村整備事業等を推進いたします。

次に、商工費について御説明いたします。

総額 1 億 6,119 万 4,000 円となり、前年度より 6,703 万円の減額となっております。

4 月に合併いたします商工会に対し、事業内容の見直し等により減額となりましたが、運営補助金を初め、中小企業者に対します金融対策特別支援事業補助金など、商工会が実施されます各種イベント事業等に支援してまいります。市の重要な観光イベントとして定着いたしましたチューリップ祭り開催負担金等、木曾三川公園と一体となったイベントを開催し、交流人口の増加を図ってまいります。また、各種観光資源の有効利用を図るとともに、設定いたしました観光コース等の P R に努め、交流人口の増加に力を注いでまいります。

次に、土木費について御説明いたします。

総額 8 億 409 万 6,000 円となり、前年度より 5,653 万 8,000 円の減額となっております。

国及び県の直轄事業、もしくは補助事業への採択に向け、関係市町と連携を図りながら国・県に対し強力な要望活動を展開し、その実現に努力をしております。また、市民生活の環境向上に直接密着している市道及び排水路の改良・改修等の市単独事業につきましては、所要の予算を計上するとともに、東海・東南海地震に備え、主要市道の橋梁について引き続き耐震補強工事を実施いたします。木造住宅の耐震化につきましても、耐震診断・耐震補強工事の補助枠を拡充してまいります。

次に、消防費について御説明いたします。

総額 6 億 9,888 万 2,000 円となり、前年度より 2,247 万 3,000 円の減額となっております。

消防力の充実につきましては、従来から進めておりますが、消防緊急通信システム、消防ポンプの更新を行うほか、耐震防火水槽の整備をしております。

防災対策につきましては、現在地域防災計画の策定を進めていますが、洪水ハザードマップ、地震防災マップを作成するほか、自主防災組織の構築も進めてまいります。また、水防団員の待遇改善の一環として、5 年以上水防団員として活動し、退職される水防団員に退職報償制度を導入いたします。

次に、教育費について御説明いたします。

総額 28 億 3,767 万 7,000 円となり、前年度より 4,088 万 4,000 円の増額となっております。

学校教育につきましては、教育専門指導員、不登校児童適応指導教室相談員、英語指導助手、情報教育指導員、学級支援員・少人数支援員等を配置し、教育指導の充実を図ってまいります。

教育施設の整備につきましては、石津小校舎の耐震化事業を引き続き進めてまいります。平成17年度補正予算において、繰越事業として新たに石津小屋内運動場改築、吉里小、海西小及び下多度小学校の校舎について耐震補強工事を実施してまいります。また、南濃地域の中学校統合計画を進めるため、基本計画を策定してまいります。

幼稚園につきましては、平成18年度から夏季休業日を統一し10日間とするため、南濃地域内の幼稚園にエアコンを設置し、施設の充実を図ります。

社会教育につきましては、羽沢地内の貝塚遺跡で発掘され、保管をしております人骨を一般公開できますよう、レプリカの作成をしてまいります。また、図書館のシステムを統合し、1枚のカードで市内のどの図書館でも利用できるような利便性を図ります。

保健体育につきましては、スポーツ団体の育成と、昨年開催されました世界ボート選手権大会を契機に、ボート競技の普及推進を図るため、ボート体験教室等を行ってまいります。

また、学校給食センターの建設については、平成17年度に基本計画並びにPFI事業導入可能性調査を実施しておりますが、その結果も含め、あらゆる方法を検討し事業を進めてまいります。

次に、公債費は市債の元利償還金が10億 2,737万 1,000円となり、前年度より 9,601万円の増額となっております。

諸支出金は25億 8,269万 5,000円で、前年度より 8,395万 6,000円の減額となっております。内容につきましては、各特別会計等への繰出金となっております。

一方、歳入につきましては、市税については 1.4%減の36億 6,009万 9,000円計上いたしました。

市民税については定率減税の縮減に伴い増加しますが、固定資産税については、評価がえに伴い在来家屋の減価により減額となっております。

地方譲与税については、三位一体改革による所得譲与税の増額により1億 7,300万円増加しております。

地方交付税につきましては、17年度とほぼ同額の41億 9,800万円、合併に伴う国・県の合併補助金は、総額 4,782万 3,000円計上いたしました。

基金繰入金につきましては、17年度より1億 5,000万円減額し、15億 1,550万円となっております。市債につきましては15億 2,830万円計上いたしましたが、臨時財政対策債5億

5,000万円、今尾保育園耐震補強、石津小改築及び斎場セレモニーホール建設事業につきましてはすべて合併特例債とし、9億 7,830万円計上いたしました。

次に、特別会計について御説明いたします。

海津苑運営特別会計につきましては、総額3億 2,150万円となり、前年度より1億 2,970

万円の増額となっております。懸案となっております施設の老朽化による大幅な改修につきましては、平成18年度から3カ年の継続事業により実施してまいります。

南濃温泉水晶の湯運営特別会計につきましては、総額1億6,350万円となり、前年度より210万円の増額となっております。内容につきましては、来場者の利便性を考え、ふもと駐車場に待合室を設置いたします。また、来場者が減少傾向でありますので、PRに努めるとともに、来場者の特典イベント等を計画し、集客に努めてまいります。

クレール平田運営特別会計につきましては、総額1億1,950万円となり、前年度より370万円の減額となっております。健全な運営を図るため、クレール平田農産物直売所運営協議会及び出店者連絡会と連絡を密にとり、売れる商品、売れる時期等を研究し、消費者のニーズに呼応した、安全・安心・健康で、さらに新鮮な農産物の提供、対面による顔の見える農産物や、商品の販売に努めてまいります。

月見の里南濃運営特別会計では、総額7,370万円となり、前年度より1,170万円の減額となっております。道の駅「月見の里南濃」の特色を主に、フルーツの駅と位置づけ、農産物の加工等により特産品の開発と、運営委員会、農産物直売所出荷者協議会等の関係団体と協議を重ね、健全な運営に努めてまいります。また、クレール平田同様、安心・安全・健康な農産物及び商品等の提供、販売に努めてまいります。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、総額90万円となり、前年度より260万円の減額となっております。内容としましては、地方債の元金及び利子の償還金が主なものであり、償還期間も平成20年度までで、残すところ3カ年となっております。

介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計につきましては、総額2,260万円となり、前年度より70万円の増額となっております。内容につきましては、在宅支援センター業務として高齢者またはその家族等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談、介護予防教室の開催及び要介護となった方々のケアプランの作成等に要する費用及び施設の維持管理に関する経費であります。

国民健康保険特別会計につきましては、総額31億3,520万円となり、前年度より220万円の減額となっております。現在、国会において医療制度構造改革について審議されておりますが、本市における医療費等の推移は2%程度増加しております。このように、医療費の増加と制度改革による診療報酬等の引き下げとを勘案し、昨年とほぼ同額の予算となりました。また、引き続き保険税の収納率の向上には一段と力を注いでまいります。特に滞納世帯に対しましては、税の公平化の観点から、短期保険証、資格証明書の交付などについて適正に実施してまいります。

老人保健特別会計につきましては、総額29億4,220万円となり、前年度より1億7,120万

円の減額となっております。医療制度構造改革により、平成14年度から5年間は老人保健制度の対象年齢の引き上げの過渡期であることから、対象者数の減少と医療費総額の減額により予算の減額となりました。

介護保険特別会計につきましては、総額20億3,150万円となり、前年度より5,790万円の減額となっております。介護が必要とされる高齢者に対し、居宅介護サービスや施設介護サービスが適切に受けられるよう努めてまいります。平成18年度から、予防事業として地域支援事業が介護保険事業に位置づけられ、その活動の中心となる機関である地域包括支援センターを設置し、介護予防事業を推進してまいります。

下水道事業特別会計につきましては、総額30億9,660万円となり、前年度より5億6,800万円の増額となっております。事業の完了に伴い、平成18年度より特定環境保全公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計を本会計に一本化したための増額でございます。

平成17年度に平田地域は事業が完了いたしますが、引き続き海津地域・南濃地域の管布設工事を実施するとともに、平成18年度より2ヵ年の継続事業として北部浄化センターの汚泥棟の建設を進めてまいります。

また、快適な生活環境や河川等の公共水域の水質保全を図るため、供用開始をした地域の下水道への接続促進に努めます。なお、両地域の平成17年度末の下水道事業の整備状況は、海津地域は約50%、南濃地域が約65%となり、完成目標年度を平成30年度として今後とも事業を推進してまいります。

次に、企業会計について御説明いたします。

水道事業会計につきましては、総額15億2,670万円となり、前年度より5,550万円の増額となっております。常時良質な水の安定供給に努めるため、配水管の布設がえ等を行うとともに、施設の適切な維持管理をしてまいります。また、南濃地域の上水道事業の完了により、本年4月から簡易水道事業を水道事業に統合し、良質な水の安定供給に努めます。

介護老人福祉施設事業特別会計につきましては総額2億7,200万円となり、前年度より1,020万円の減額となっております。内容につきましては、在苑者の方々の日常生活支援及び施設の維持管理に関する経費であります。

介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計につきましては、総額5,990万円となり、前年度より720万円の減額となっております。内容につきましては、利用者の方々に食事、入浴、レクリエーションなどの各種サービスの提供及び施設の維持管理に関する経費であります。

介護老人保健施設事業特別会計につきましては、総額5億4,620万円となり、前年度より

1,260万円の増額となっております。内容につきましては、入所者に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理のもとに介護及び機能訓練を行い、居宅での生活に復帰を目指す支援及び施設の維持管理に努めてまいります。

次に、財産区会計について御説明いたします。

駒野奥条入会財産区会計につきましては、財産区の運営費として総額 330万円を計上しております。

また、羽沢財産区会計につきましても、財産区の運営費として総額90万円計上いたしております。

次に、平成17年度補正予算案 5 件について御説明いたします。

平成17年度海津市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 9 億9,019万8,000円増額し、補正後の額を 161億 3,305万 5,000円とするものであります。

国の補正予算成立に伴い、平成18年度において実施する予定でありました石津小屋内運動場改築、吉里小、海西小及び下多度小学校の校舎の耐震補強事業が採択されることにより、5 億 339万 3,000円、農道整備工事について用地取得に不測の日数が要したことにより、

720万円について平成18年度へ繰越事業とするため繰越明許費の補正と、屋内運動場改築及び校舎耐震補強事業等に伴い 2 億 9,950万円の市債を補正するものであります。

主な内容ですが、歳入では小学校耐震化事業補助金として国庫支出金 8,947万 3,000円、及び各種補助事業の国・県補助金の確定と国の合併推進補助金 1 億 9,320万 1,000円の確定により、国・県支出金が 1 億 9,672万 7,000円の増額となります。

合併推進補助金の増額により減債基金繰入金 2 億円の減額と、地域福祉基金及び交通安全対策事業基金を公共施設整備基金に統合するため、5 億 6,798万 9,000円の繰り入れと、補正財源の調整に繰越金 1 億 2,598万 2,000円増額するものであります。

歳出につきましては、農林水産業費において、西美濃農協に対する競争力強化生産総合条件整備事業補助金が直接西美濃農協に交付されることになり、9,208万 8,000円の減額と、石津小屋内運動場改築、吉里小、海西小及び下多度小学校の校舎の耐震補強事業に 5 億 339万 3,000円、及び基金の統合により積立金 5 億 6,798万 9,000円の増額と、海津苑運営特別会計 250万円、月見の里南濃運営特別会計 700万円及び介護保険特別会計 140万 3,000円、それぞれ繰り出しするものであります。

平成17年度海津市海津苑運営特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 500万円減額し、補正後の額を 1 億 8,680万円とするものであります。昨年からの石油類の高騰により燃料費60万円の増額と、食料収入の減少により、食事を提供するための原材料費を

560万円減額するものであります。

歳入につきましては、食事料の減収に伴い、今回 750万円減額し、不足分を一般会計より 250万円繰り入れさせていただきます。

平成17年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 340万円増額し、補正後の額を 1 億 6,480万円とするものであります。昨年からの石油類の高騰により、燃料費を増額するものであります。

平成17年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 700万円減額し、補正後の額を 7,840万円とするものであります。当初予定していました物産館及びテナント共益費等の収入が 2,045万円減少することによる歳入の減額と、施設運営費のうち賃金及び光熱水費を 700万円減額し、不足額を繰越金 645万円の増額と、一般会計から 700万円繰り入れさせていただきます。

平成17年度海津市介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれに 140万 3,000円を追加し、補正後の額を20億 9,909万 2,000円とするものであります。今年 4 月から、介護保険法の改正により、グループホーム、認知症デイサービス等から成る地域密着型サービスの指定・監督は市が行うこととなり、介護保険指定事業者等管理システムを導入するための補正であります。なお、財源は一般会計より 140万 3,000円繰り入れさせていただきます。

次に、専決処分させていただきました 3 件について御説明いたします。

平成17年度海津市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算を 1 月27日付で専決処分いたしましたので、内容について御説明いたします。

歳入歳出について、それぞれ 2,500万円を追加し、補正後の額を 6 億 3,600万円とするものであります。内容については、平田町から引き継ぎ、合併後 4 日間の予算を編成しておりましたが、未収入でありました国庫補助金等が多く、814万円の消費税額となり、消費税法により年間 4,800万円以上の事業主は毎月申告・納付の義務が発生し、当市は年間 1 億円の予定納税企業と見なされ、納期が 1 月末であり、今回専決処分により予定納税分 2,500万円を増額するものであります。なお、今年 9 月に平成17年度分の消費税確定申告をすることにより、全額還付されることとなります。

次に、南濃衛生施設利用事務組合規約の一部改正及び南濃衛生施設利用事務組合から上石津町を脱退させることに伴う同組合の財産処分について、2 月 1 日付で専決処分をいたしました。内容につきましては、御承知のとおり本年 3 月26日をもって南濃衛生施設利用事務組合から上石津町が脱退し、大垣市に編入することにより、規約の一部改正と財産の処分をするものであります。

次に、条例案件等について御説明申し上げます。

議案第23号 海津市内部組織設置条例の一部を改正する等の条例については、南濃地域の上下水道事業完了により、本年4月から簡易水道事業を水道事業に統合することにより、関係条例の一部改正と条例の廃止をするものであります。

議案第24号 海津市副収入役設置条例については、空席となっております収入役の設置について検討を進めてまいりましたが、今回、収入役を置かず、副収入役を設置し、収入役職務代理者として職務を当たらせるための条例を制定するものであります。

議案第25号 海津市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例については、本年4月から平田地域への運行をするための改正であります。

議案第26号 海津市多目的集会施設・農業研修施設等条例の一部を改正する条例については、現在集会施設等はそれぞれの自治会で管理をお願いしておりますが、地方自治法の定めるところにより、指定管理者制度へ移行するための改正であります。なお、集会施設の指定管理者は、現在管理していただいております自治会に委託する予定であります。

議案第27号 海津市防災会議条例の一部を改正する条例については、現在地域防災計画を策定しておりますが、この計画に市民の方の意見等を反映させるため、防災会議の委員に議会及び自治会組織等の代表を加えるものであります。

議案第28号 海津市国民保護協議会条例及び議案第29号 海津市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い条例を制定するものであります。

議案第30号 海津市職員定数条例の一部を改正する条例については、合併後1年を経過し、職員の退職及び職員配置を見直し、定数条例から19名減員するものであります。なお、本年4月1日現在の実職員数は565名となります。

議案第31号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、新たに諮問機関等の設置に伴い、その委員に対する報酬を追加するものであります。

議案第32号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、昨年人事院勧告が行われ、現在の給与制度が確立して以来の給与構造の改革が実施されることに伴い、当市も国家公務員に準じて、本年4月1日より給料表の水準を平均4.8%引き下げるものであります。なお、若年層については引き下げを行わず、中高年齢層について約7%程度引き下げることにより、給与カーブのフラット化を図るものであります。

また、給料表が現在の8級から7級に統合されるため、あわせて関係条例の改正をするものであります。

議案第33号 海津市職員の特殊勤務手当に関する条例については、行政改革の一環として今回大幅に見直すものであります。現在13種類あります手当のうち、4種類を廃止し、月額

支給から日額支給にするとともに支給額を減額するものであります。この改正により、年間約 2,300万円の節減を図るものであります。

議案第34号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、アスベストによる健康被害者の救済に関する法律が3月に施行されるのに伴い、その補償費等の請求に関し戸籍証明が無料とされるため、今回改正するものであります。

議案第35号 海津市基金条例の一部を改正する条例につきましては、平成17年度一般会計補正予算で御説明いたしましたように、基金を整理統合するため地域福祉基金及び交通安全対策事業基金を廃止して、すべて公共施設整備基金に組みかえ、岡谷排水機場管理運営整備基金を運用基金から積立基金に変更するものであります。

議案第36号 海津市教職員住宅条例の一部を改年する条例については、南濃地域にあります南濃住宅の施設老朽化に伴い廃止するものであります。

議案第37号 海津市公民館条例の一部を改正する条例については、老朽化と類似施設の統廃合により、高須分館及び北部公民館を廃止するものであります。

議案第38号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、県福祉医療制度の改正に伴い、精神障害者の1級、2級の方及び父子家庭の父及び児童についても助成対象とするものです。また、予算説明で申しましたように、子育て支援の一助として、新たに市単独により小学生の児童に対して入院費を助成するものであります。

議案第39号 海津市障害児通園訓練施設条例の一部を改正する条例については、本条例の根拠法令が、児童福祉法から本年4月1日より施行される障害者自立支援法に移行するため改正するものです。

議案第40号 海津市障害者自立支援認定審査会の委員の定数を定める条例については、本年4月1日より施行される障害者自立支援法により、委員の定数を条例で定めることになるために条例を制定するものであります。

議案第41号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例については、昨年、介護保険法の一部が改正されたことにより、要支援・要介護状態に陥ることを予防する地域支援事業の創設、さらには保険給付には介護予防サービスが今年4月から導入されることと、居宅サービス及び施設サービスといった必要な介護サービスを安定して提供していくため、事業量に見合った保険料とするための改正を行うものであります。

議案第42号 海津市介護保険施設使用料条例の一部を改正する条例及び議案第43号 海津市特別養護老人ホーム等条例の一部改正については、本年4月1日より施行される障害者自立支援法により関係条文を改正するものであります。

議案第44号 海津市斎苑条例の一部を改正する条例については、天昇苑の火葬炉が3月末に完成することにより、利用制限の撤廃と、高須輪中斎苑の名称を海津市斎苑天昇苑に変更

するものであります。

議案第45号 海津市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例については、南濃地域に整備を進めておりましたコミュニティー施設が3月末に完成するのに伴い、本条例に掲載するための改正であります。

議案第46号 海津市河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例については、本条例の占用料のもとであります岐阜県流水占用料等徴収条例の一部が改正されましたので、整合性を図るため改正するものであります。

議案第47号 海津市下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例及び議案第48号 海津市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については、合併後の懸案事項でありました受益者負担金等について、今回、平田地域の三郷・今尾処理区の負担金限度額を50万円から100万円に、南濃処理区の負担金限度額を104万円に改め、公共枴については、全処理区とも2個目の設置は5割増しに統一するものであります。農業集落排水事業の分担金についても同様に、平田地域の処理区について限度額を100万円に改めるものであります。

議案第49号 海津市非常勤水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例につきましては、水防団員の待遇改善の一環として、5年以上水防団員として活躍し、退職される水防団員に退職報償制度の導入をするため制定するものであります。

議案第50号 海津市下水道事業特別会計への繰り入れについては、建設期間中の維持管理を含め、事業収入のみでの事業実施は健全財政を維持することが困難でありますので、地方財政法第6条の規定により一般会計から繰り入れするものであります。

議案第51号 市道の路線認定及び廃止については、道路法の規定により新設道路等の認定と、道路改良工事に伴い起終点の変更により廃止及び認定するものであります。

議案第52号から議案第54号までの指定管理者の指定については、デイサービスセンター平田、デイサービスセンター南濃及び心身障害者小規模授産所について、現在委託しております海津市社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。なお、指定期間は4年間といたします。

議案第55号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約については、市町村合併により脱退する町を組合市町村から削るための改正であります。

議案第56号 海津市・養老郡・安八郡地域結核対策委員会の共同設置に関する規約の変更に係る協議については、事務局を海津市から養老町へ移すための規約の変更であります。

議案第57号 西南濃粗大廃棄物処理組合理約の一部を改正する規約については、組合構成団であります大垣市議会の厚生委員長から、建設環境委員長に変更になることによる規約の改正であります。

以上、私の市政に対する所信と平成18年度予算案並びに条例その他の案件についての御説明を終わりますが、これらの施策の推進に当たり、議会の御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。何とぞよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

長時間御清聴いただきまして、まことにありがとうございました。

議長（水谷武博君） 長時間にわたり御苦労さまでございました。

施政方針並びに提案理由の説明が終わりましたので、質疑を順次許可いたします。

なお、提案されました議案は、本日最後にそれぞれの所管の常任委員会に付託される予定になっておりますので、所属委員会以外の質疑をお願いしたいと思います。御理解の上、御協力を願います。また、質問につきましては、円滑な運営に御協力いただきまして、予算書等のページ数を申し出の上、質疑を願います。

最初に、日程第3、議案第1号 平成18年度海津市一般会計予算についての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子議員。

2番（堀田みつ子君） それでは、一般会計予算に対する質問なんですけれども、まず障害者自立支援法というのが施行されるという関連で、はばたきなんかの、今度、無料だったのを有料にしていく、その有料の部分というのがどれくらい有料になってくるのかということをお教えいただきたい。結局は負担増になるわけですから、それがどれくらいになるものかということと、いろんなサービスを受けるときに、今まで受けてみえた方のサービスを受けるための負担額というのがどれくらいの増になるのかということも教えていただきたいと思うんです。

普通、社会保障というのは、負担は能力に応じてということで、どちらかということ、障害者の方のは抑えられてきたと思うんです。その中で今回どういうふうになっていくのか、教えていただきたいと思います。

それ1点と、私、今までも乳幼児の医療費の助成制度を拡充して行ってほしいというふうにずうっとお願いをしておりました。その中で、今回、入院の方が小学校6年生までというふうになってきたわけなんですけれども、それに関して、県も小学校就学前まで補助をするというふうな形になってきましたので、今まで海津市として出してきた分がどれくらいふえるのか。それとも、ほぼ横ばいなので、さらに小学校6年生までの入院費だけでなく、例えば通院の方も可能になるのか。さらに、入院にしても、これから、1年、2年とは言いませんけれども、見通しとしてどのように考えてみえるのかということをお聞かせ願いたいということが1点。

それと、ちょっとこれは学校の方に変わっていくんですけども、職場体験学習、これはニートの問題を考えて職場体験学習というのが予算として出てきているわけですけども、今この海津市には、私がきちんと調べてないのでいけないんですけども、実際にニートとされる方がどれくらい見えて、その方に対する対応はどうしていこうというふうなことがあるのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

さらには、学校給食センターの関係で、この予算概要の説明のときには1施設というふうにししか考えられていない中で、本当にそれでいいのかどうかというのを疑問に思っておりますので、1施設というふうにされた、それぞれの保護者であるとか、学校関係者であるとか、そういう方たちの意見というものがどういうものがあつたのか、教えていただきたいと思ひます。

次に、産業建設の方の関係になるんですけども、集落道の用地取得というのが西園地域のところでありますね。そのところなんですけれども、それはたしか田中工業の前の道でしたかね。西園地域、集落道といいますと、やはり小学校の子の通学地域になっているという、全然通学地域になっていないということはないと思ひますので、そういうことに対する用地を取得するためにも、その説明に上がられますよね。例えばそこが学校の子の通学路だから安全に配慮した設計にしてほしいというふうな意見が出されたようなときとか、そういうことに対する意見交換の場というのはどういうふうに、ただその地域だけで考えるのか、それとも一応は北部地域全体に予定されているのかをお聞かせ願ひたいと思ひます。

次に、エコドームの調査設計委託料というのが上がっております。前の議会のときに、市長は、年明けた早々に皆さんに御説明すると言われておりました。たしかそうですね。今もってどういうふうに説明していただけるのかなあというふうに思ひながらも、その説明会というのがもう開かれたのかどうか。私が、ただ単にその説明会があるんだよというのを知らなかっただけなのかどうか、それをちょっとお聞かせ願ひたいのと、今まで本当にやっていないんだつたら、本当にどうやって説明会を開かれるのかということをお聞かせ願ひたいと思ひます。

もう1点、留守家庭児童教室のことなんですけれども、幼稚園の夏休みといいますか、10日間にするというふうに言われました。幼稚園のところには留守家庭児童教室の教室を持ってみえるところがありますよね。だから、そういうところは分けて当然やるにしても、運動場が一緒だったりだとか、そこら辺の使用の仕方というものをそれなりに考えていただひているのかどうかということをお願ひいたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（水谷武博君） それでは、執行部の方から順次答弁を求めます。

大倉市民福祉部長。

市民福祉部長（大倉富夫君） 堀田議員の御質問にお答えしたいと思ひておりますが、18年

度にかけての御質問が多かったわけですが、最初に、はばたきの問題についての御質問ですが、今現在は認定事業所になっておりませんので、御承知のとおりに無料で実施しております。これからは新法に基づきまして、その施設が認定される施設にならないかということで努力していきたいと思っておりますが、当然そういうふうになれば、1割負担と色がついてまいるわけですが、これは先ほどおっしゃいましたように、福祉におきましては、それに応じた負担というのが決まっております、そんな格好になるかと思っておりますが、まだ今現在は結論が出ておりません。そんな方向で行きたいと思っております。

それから、それぞれ新法に基づきましては1割負担という色がついてまいるわけですが、当然その世帯の中で所得の低い方、いろいろあるわけですが、それぞれの所得に応じて月の最高限度額が決まっておりますので、当然それによって減額されますので、これはやむを得ないかなあと、こんなふうに思っております。

それからもう一つ、3点目に乳幼児の御質問がございました。先ほど御質問がありましたとおり、小学校4年生から6年生までの通院につきましての県の補助制度が始まるわけですが、その分、今まで市単で行ってきた経過がございます。私の記憶の中で申し上げますと、市単の持ち出しが約4,400万ほどあったかと思っております。それが先ほどの県補助になりますと、2分の1の補助が来ますので、2,200万入ってくるわけですが、そういうような格好の中で、また福祉制度の見直し、県の医療制度の見直しがされてきて、それぞれ今までほかの制度でも3分の2補助が2分の1になるとか、いろいろあるわけですが、その中で、特に10月から精神の方と父子についての福祉制度が始まります。これがまだ半期でございますが、我々の今の推計では年間2,000万ぐらいかかるんじゃないかなあと思っております。当然それにつきましては2分の1補助があるわけですが、それとあわせて、先ほど市長の施政方針の中で子育ての関係等考えましたときに、入院の方はどうしても占める割合が大きいんじゃないかということを考えながら、小学校1年生から6年生までを入院だけ助成するというのを市単で始めるという計画にしたわけですが、それについて、次にまた通院についてはどうかというような御質問もございますが、今るるお話し申し上げました中で、補助金の変更、あるいは制度が始まるものがありまして、あわせて、将来に向かって少しでも前に進んでいきたいなあと、こんなふうに考えております。

以上、民生関係についての御質問でございますので、お答えさせていただきました。

議長（水谷武博君） 平野教育長。

教育長（平野英生君） 職場体験についての御質問がございましたけれども、現在、市内にどれぐらいの二トの方が見えるかという数はつかんでおりません。

私ども学校教育といたしましては、かかわって生徒の将来に向けて、経済的自立、社会的

自立を目指すという意味において、進路指導といいますが、どう生きていくかというような部分にかかわって、いま一つは、国の方もそういったキャリア教育というものを十分重視しています。20年をめぐりに全国1万校の中学校でキャリア教育を進めたいというような話もあります。私も、そういった意味において、どう生きていくかということにおいて、どんな仕事があるかとか、どんな仕事が自分に向いているかとか、そういったことを含めた勤労の意味といいますが、そういったことも含めて非常に大事だと思っていますので、そういった側面から学校教育としては取り上げているわけでございます。そういう意味において、また県の方も来年から指定等を重視していますけれども、そういった意味で、私ども2校ほど、来年から始めるということで指定を受けて、助成をもらっているところでございます。

続いて、給食センターにつきましては、次長の方で答えさせていただきます。

議長（水谷武博君） 菱田教育次長。

教育次長（菱田秀明君） 給食センターの関係でございますが、今、堀田議員から1施設でいいのかという御質問でございますが、まだ給食センターにつきましては、今検討の段階でございます。1施設か、また民間委託か、それかPFIかということの検討をしている段階でございます。それから単独校かということもありますが、その結論は出ておりません。ただし、給食運営委員会でそれぞれ意見が出ておりまして、その経過については教育総務課長の渡辺の方から答えさせていただきたいと思っております。

議長（水谷武博君） 教育委員会 渡辺総務課長。

教育総務課長（渡辺良光君） 運営委員会の御意見でございますが、今までに6回ほどですが開催をさせていただきました。その中で、PTA会長さん6名を含む運営委員会での議論の中で、今後施設をつくっていこうとすると、やはり安全衛生面にかなり重点を置いて整備する必要があるということから、先進地視察等をさせていただき中で、1施設を整備しようとすると、10億を超えるような施設になるということも含めながら御検討いただきました。その中で、安全衛生設備等を十分に備えたきちとした施設をつくっていこうとすると、やはり一つでないといけないんじゃないかというような御意見がございまして、結論を今まとめておるところでございます。その報告書を近いうちに市長の方に出すという段取りになっております。そういった意味で、まだ結論的には出ておりませんが、運営委員会の方としては、保護者の方の御意見も交える中で、安全衛生を考えた上ではやはり一つが妥当ではないかというふうに結論というか、そんな形になりました。以上でございます。

議長（水谷武博君） 菱田産業経済部長。

産業経済部長（菱田輝由君） ただいま質問がございました集落道の西園地区の道路につきましては、当然自治会の方から要望がありまして、その要望について予算を計上すると。予算の計上が通過しましたら、あと自治会、区長さん等と相談をし、また該当地区の皆さん方

議長（水谷武博君） そのほかに御質問。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子議員。

2番（堀田みつ子君） 今乳幼児の方の、ちょっとわからなかったんですけども、2,200万が県から来るから、その2,200万が要は1年生から6年生までの入院の方に使えるというふうな意味じゃないんですか。そうすると、1年生から6年生をどれくらい見込んでいるのかということが考えられますよね。それが1,000万ぐらいだったら、じゃあ残りの1,000万はどういうふうにするのと。今まで乳幼児の医療費の助成に市として使っていたお金は、そのまま移行すればもう少しプラスにできるのか。今聞いただけでは、もう少しプラスにできるような言われ方だったと思いますので、もう一度お答え願いたいと思います。どれだけ今までと比べて少なくなったのか、これだけ多く出さなくちゃいけなくなったのかということ、ちょっとお答えください。

それとエコドーム調査の方の説明会、団体とかと言われたので、区長会だけというふうに思いましたら、総会の方にも声をかけていただけということだったので、これはただ単に南濃だけじゃなくて、市内全部というふうでよろしいんですね。そしてその説明会の総会というのは、全部の方が集まる総会というふうな意味での総会でしょうかね。それとも一部だけの、例えば班長さんなんかというふうなところでの説明ではなくて、やはり全体にわかるように説明していただくというのが、本当にリサイクルをやっていこうと思ったときには必要ではないかと思えます。

それと給食センターですけども、今出されている意見だとか、そういった資料はいただけるものでしょうか。ぜひともどんな御意見があるのか知りたいもんですから、よろしくお願いいいたします。

それと、集落道の用地取得の方の、歩くところをつくるから大丈夫よというふうに言われましたけれども、ただ、5メートル幅と言われました。それだけ広くなると、スピードも出しやすくなります。そういう道でもスピードが出ないように、でこぼこというか、山をつくったりする工法なんかもあると聞いておりますので、そちらの方の検討もされた上で自治会だとかのお話し合いに臨んでいただければと思いますが、いかがでしょうか。まず一応それだけで、よろしくお願いいいたします。

議長（水谷武博君） 大倉市民福祉部長。

市民福祉部長（大倉富夫君） 今御質問の詳細につきましては、障害福祉課長から答弁させていただきます。

議長（水谷武博君） 後藤障害福祉課長。

市民福祉部参事兼障害福祉課長（後藤昌司君） それでは、堀田みつ子議員の再質問でござ

いますが、今回、小学校の1年生から小学校の6年生の方の入院について医療費を助成させていただくということを検討させていただいておるわけですが、それに伴います費用がおおよそ1,000万、積算をしておりますが、970万円ほどかかるのではないかなというふうに見込んでおります。

従来、乳児医療といたしまして4,000万円ほどの予算を計上させていただいておったわけですが、今年度からはそのうちの2分の1、2,000万円を県の補助金としていただけることになったわけですが、でも、現実問題、福祉医療の制度は乳児だけで成り立っておりません。例えば重度とか、重度老人の方とか、それからことしの10月からは精神の方、父子家庭の方等も助成対象にさせていただくというようなことがございます。県の方も乳児の年齢を引き上げたというようなことはかなり積極的にアピールをしてみているわけですが、実質、重度と、それから重度老人の方については、従来、3分の2の市町村に対する補助金をいただいておりますが、2分の1に減ります。その分につきまして、1,500万円、1,500万、計3,000万円ほど市として負担がふえることとなります。ですから、福祉医療といたしましては、トータルとしては、現在市としてはさらに持ち出しがふえたというようなことを私どもは考えておるわけですが、今現在、乳児医療が若干楽になったから、今後助成をふやしていただきたいというような御意見でございますが、今後の福祉医療全体としては支出がふえたというようなこともございますので、検討の材料として、また御意見として賜りたいというふうに存じておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（水谷武博君） 高木水道環境部長。

水道環境部長（高木謙次君） ごみ減量化の説明会でございますが、一応3月9日を皮切りというお話をさせていただきました。各種団体に説明会ということですが、これもいろいろ総会等もあり、また範囲が広がるというようなことも出てくる可能性がありますので、このあたりは今後検討させていただきたいなあと、こんなことを思っております。

なお、議員さん、今後そういう説明会等をしていく場合には、資料等もし御必要であれば、またお渡しをさせていただこうかと、こんなことを思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（水谷武博君） 菱田教育次長。

教育次長（菱田秀明君） 給食センターの運営委員会の関係でございますけれども、もう間もなく市長の方に報告書が提出されますので、その報告書のコピーでよろしいでしょうか。会議録ですか。

2番（堀田みつ子君） 皆さんの御意見ばかりじゃなくて、皆さんが聞いてこられたそれぞれの地域での意見とかというふうなのは集約されていないわけですか。

教育次長（菱田秀明君） その会議録の中には集約されておるとは思いますが、それから報告書の中にも集約されておるとは思います。

2番（堀田みつ子君） そのもとも、もし教えていただければありがたいなと思っておりますけれども、その集約というのは、こういう意見が何件あってというふうな形で集約されているんですか。

教育次長（菱田秀明君） それぞれ運営委員会での会議録がまとめてあるということです。

議長（水谷武博君） 堀田議員、それでよろしいですね。

最後、3回目、ありますか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） 最後、3回目でよろしく。

1点だけ、申しわけないです。教育の方で一つ私落としていたんですけれども、なかなかそちらの方は意見が言えませんが、就学援助制度の方で、この就学援助制度の予算というのはどこに出ているのかなあと見ながら見ているんですけれども、これはどのようにここでは位置づけられているのか。

それから、前は民生委員の意見が要ったということを知りましたが、民生委員の意見が必要なくなったというふうに分かります。それとか、国の国庫補助というのがなくなったというふうな話も分かりますので、そこら辺の、補助がなくなったけれどもきちんとやりますよなのか、どれぐらいだったら就学援助が受けられるのか。それと、それは教育委員会に言って行くのもいいのか、学校じゃなきゃだめなのかというふうなところを教えてください。

議長（水谷武博君） 菱田教育次長。

教育次長（菱田秀明君） 就学援助費につきましては、それぞれ小学校費の教育振興費の扶助費、それから中学校費の教育振興費の扶助費に計上させていただいております。

それから、先ほど国庫補助がなくなったということですが、準要保護児童については国庫補助がなくなりました。要保護児童についてはそのまま継続でございます。

あと、基準とか、そういうものにつきましては学校教育課長の方から答えさせます。

議長（水谷武博君） 横井学校教育課長。

学校教育課長（横井信雄君） 手続につきましては、保護者の方から学校長にまず申し出をしまして、そのときにいろいろ書類等を渡しまして、地区の民生委員さんにも御意見をいただくということでやっております。

議長（水谷武博君） ほかに御質疑ございますか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 藤田敏彦君。

18番（藤田敏彦君） 19ページでございますが、社会教育、羽沢地区内、南濃町でございますが、貝塚で人骨が10数体あって、それが倉庫に眠っていると。それでレプリカをつくっていただけるということが書いてあります。これ非常にありがたいなあと思っておるわけでございますが、南濃町時代にその地域の土地を一部購入しているわけでございますが、これは日本と外国とは違いますが、レプリカしかいけないといいますが、やはり人骨といいますが、何か法律に抵触するのでしょうか。そのところ私もちょっと勉強不足ですので、外国ですと生のミイラとかそんなのがあるわけですけれども、まだ縄文時代には宗教とか、そういうものが存在しなかったと思いますし、そのところちょっとお聞きしたいと思います。

それと、レプリカと言われますと、前は本物を文化会館のホールに展示されたことが何回かあるわけでございますが、これを将来、合併したもんですから、立派な歴史資料館もございまして、リニューアルして展示コーナーを将来計画していただけるのか。歴史資料館の経費も年間9,000万円ほどかかるというようなことを聞いております。やはりこの岐阜県では庭田地区と羽沢の2ヵ所しかないという貴重な文化遺産でございますので、ぜひ資料館もリニューアルしていただいて、動物の骨も、一緒に共同生活をしておったといいますが、そういうようなコーナーをつくったら、より歴史をいろいろ勉強していただいて、観光客といいますが、最近海津市の観光客も新聞でにぎわしておりますように、これからのためにそういうこともぜひ計画をしていただきたいと、そのように思います。以上です。

議長（水谷武博君） 平野教育長。

教育長（平野英生君） 今、藤田議員さん御質問のように、羽沢貝塚から出土したものは大変文化的な価値が高いということでございますが、そういった意味で、人骨、そして一緒に埋葬されました犬、その二つをレプリカにして、一応民俗資料館といいますが、あそこの方で設置したいと。常設していくためには、本物ですと、どうしても風化したり、壊れる可能性がありますので、レプリカでということ、博物館なんかでよくそうしていますけれども、そういう形で、よほど博物館の中で保存のための施設をきちっとつくれば本物ということもあるかもしれませんが、今の状況ですとレプリカで常設していくと、そして説明していくというようなことで考えているところでございます。詳しくもしありましたら、課長の方でお願いします。

議長（水谷武博君） 日比社会教育文化課長。

社会教育文化課長（日比正廣君） 法的にレプリカでないといけないというような規制は何もございません。今、教育長の方で答弁されましたように、実物ですと風化等で壊れるということもありまして、一般的に他の施設等でもやられておりますのは、レプリカでの展示ということでございますので、今回、レプリカを製作し、海津の歴史民俗館で展示し、説明、

またPRに努めていきたいという考えでございます。よろしく申し上げます。

議長（水谷武博君） ほかに御質問。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 永田武秀議員。

6番（永田武秀君） 1点だけお尋ねします。

市長の施政方針の中でも財政のことについておっしゃっておられる中で、御承知のように、国も県も、我が町もそうですけど、非常に財政状態が厳しいと私は思っておるわけでありましてけれども、その中で、久しぶりに今年度は地方交付税が、私はいつも財政に興味を持つ中で地方交付税の動きを見ておって、今年度は800万円でありますけれども、久しぶりにふえたなあという思いがいたしておるんですけど、このあたりの根拠について少し具体的にお尋ねをいたしたいと思えます。

まず1点は、現在の段階としては、国からの41億9,800万というのは当然内示の額であろうかと思えますので、実際この内示の額、それからこの予算額は、その内示の額に対して、おおよそ今までですと、結構入りは少なく出は多目というような予算編成が行われてきたような気がするわけですけど、そんな中で今年度の交付税のお国からの内示額に対してどのくらい計上してあるのかなあという感じが1点と、それから、それを比較する意味で、17年度の年度末の交付税の多少補正があるのかないのか、そのあたりを具体的にお答えいただきたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（水谷武博君） 津野総務部長。

総務部長（津野基紀君） 永田議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

地方交付税の関係につきまして、18年度につきましては、まだ17年度の実績、内定ですね、まだ具体的ではございませんが、大体その辺を見込みまして計上させていただいております。したがって、17年度の見通しということでございますが、現在計上されている額より若干多目に交付されるだろうという予定を立てさせていただいております。詳しくは財政課長の方から、さらに数値的なことは御説明申し上げます。

議長（水谷武博君） 福田財政課長。

総務部財政課長（福田政春君） 18年度予算につきましては、国の方の地財計画によりまして、対前年度マイナスの5.9%というような地財計画が出ておるわけでございますけれども、本市におきましては、17年度並びに18年度において、まだ若干の合併関係で特別交付税が見られるということもございまして、対前年度よりやや増というような見込みで予算を計上させていただいております。

なお、普通交付税につきましては、17年度の交付額につきましては確定しておりますが、今後、まだ3月に特別交付税の交付がございまして、その点につきましてはまだ未確定の段階

でございますので、17年度の実績等も踏まえて18年度の予算を計上させていただいておると
というようなことでございますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 永田武秀議員。

6番（永田武秀君） よくわかったようなわからんような話でありますけど、要は17年度実績に基づくこの予算交付税、あるいは今おっしゃった、いわゆる国からの同じような特例交付金とか、いろいろ来る交付金なり補助金、こういったものについては、そうすると、今おっしゃったような交付税と同じように、大体このくらい来そうだという非常にかたい数字だと思いますけれども、そういうことで、基本的には毎年度、特に18年度でありますけれども、歳入の予算編成が行われておるといふような解釈でよろしいでしょうか。もう一度だけお答えいただきたいと思います。

議長（水谷武博君） 津野総務部長。

総務部長（津野基紀君） 永田議員の再質問でございますが、交付金等につきましては、先ほど御質問の中の内容のとおりでございます。それを見込んで計上させていただいておるといふことでございますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（水谷武博君） そのほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 服部 寿君。

11番（服部 寿君） 2点質問させていただきます。

ページ数でいいますと143ページ、8款の土木費でございますが、3目の中の13節委託料につきまして、市道測量設計・登記委託料2,500万余の金額の用途等、詳しく教えていただきたいと思っております。

また学校給食のことでございますが、本年から統合といいますが、今話題になっておりますその運用は別といたしまして、18年度の予算の材料費の中で、当然保護者が給食費を出して材料費を賄い、給食センターでつくっていただいておりますが、仕入れの方で、今は3町給食センターばらばらでやっておりますが、例えば野菜等、新聞相場で多分お金を支払われていると思っておりますが、新聞相場、一番最初に載っています大根の例でいきますけれども――ごめんなさい、細かいことで――新聞相場で大根1箱約1,000円とした場合、3給食センターからその業者に支払うのは、どのくらいで支払ってみえますか、教えていただきたい。2点質問します。

議長（水谷武博君） 伊藤建設部長。

建設部長（伊藤秋弘君） 143ページの委託料でございますが、新しく市道を整備するに当たる測量設計の委託料と、そして今まで南濃町の時代におきまして市道整備されておりました

たが、それがまだ未登記部分の路線がございまして、それを整理するに当たりまして、実は去年の4月1日から、いわゆる従来の測量図面では通らないというようなことになりまして、新しくすべて測量をかけまして、登記に使用する図面をつくらなくてはならないというようなことで、このような金額を計上させていただいております。以上です。

議長（水谷武博君） 菱田教育次長。

教育次長（菱田秀明君） 給食センターの野菜等の仕入れでございますが、それぞれ給食センターにより仕入れの仕方が違うようですので、今調査をさせておりますので、また後ほど御報告させていただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 服部 寿君。

11番（服部 寿君） 後ほどと、今日の本会議中で報告いただけますでしょうか。

教育次長（菱田秀明君） はい。

11番（服部 寿君） じゃあその件は後で。

今、建設部長からお話を聞きました、まだ未登記であったという部分の登記をするということでございますが、私にはちょっと考えられないことなんですけれども、当然用地買収等で買われて、市道、旧でいえば町道にされて、市の財産として登記するのが当たり前と思っておりますが現在どのくらいあって、ことし、新しい市道のことは抜きにしまして、登記料も含めてどのくらいかかるものなのか、本年度で全部済むものなのか、教えていただけましたら教えてください。

議長（水谷武博君） 伊藤建設部長。

建設部長（伊藤秋弘君） 再質問の件でございますが、いわゆる南濃町の時代におきましては、用地につきましては、用地買収せずに、地主さんの土地の提供、寄附というようなことでございまして、いわゆる寄附承諾書はいただいておりますが、土地に係る売買契約はせずに仕事を進めたというようなことで従来整備してまいりました。いわゆる補助事業につきましては土地買収して工事を進めたという経緯がございますが、町単独の道路改良工事につきましては、すべて用地寄附というようなことで進めてまいりましたので、未登記道路が多くなったと。

あと1点でございますが、いわゆる南濃町地内におきましては、高須輪中と違しまして、圃場整備等きちっと測量した図面がございませんもので、いわゆる明治時代の字絵図をもととして境界等確定しておりますので、それが今度、登記所へ行きますと、図面の形そのものが違っておったり、その地番の地権者と現地の地権者が違っておるといようなことも多々ございまして、そのような経緯から、事業を進めるには、用地を現在所有してみえる方からの承諾をいただきまして事業を進めたというような経緯がございますので、かなり未登記の

道路路線が残っておりということでございます。

あと筆数等につきましては、建設課長の方から答えさせていただきます。

議長（水谷武博君） 丹羽建設課長。

建設部建設課長（丹羽 功君） 筆数でございますが、今把握しておる分で御報告申し上げます。農政の方と土木の方と一応分けてやっておりますが、建設課の関係としましては、今わかっている範囲は 640筆でございます。それと、農政の方の関係でいきますと 537筆、合わせて 1,177筆を今のところ確認しております。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 服部 寿君。

11番（服部 寿君） お答えを聞いても僕も何ともわからん状態で、こんなことはいけないんですけれども、寄附をしていただいて、今現状で市道として使っておると。これで登記をして海津市の財産とされるわけですけれども、昔の所有者と今の現所有者は当然違いますし、境目もちょっとわからないという状況で、書面をいただいておる、寄附という形でいいかと思うんですけれども、一つ心配するのは、代々とかわかってきて、書類があるからいいというふうな判断であると思いますけれども、私の願いは、当然ですけれども、スムーズに市道として登記を市にさせていただく。1,100何筆あるということでございましたので、当然これからもかかるのではないかと想像されますけれども、速やかにされますことを希望し、質問を終わります。

議長（水谷武博君） ここで皆さんにお諮りをいたしたいと思いますが、時間も2時間たちましたので、休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） それでは、11時15分まで休憩をいたします。

（午前11時00分）

議長（水谷武博君） それでは休憩を解きまして、ただいまから再開をいたします。

（午前11時15分）

議長（水谷武博君） 一般会計の予算の質疑を引き続き行います。

先ほどの服部寿議員の質問に対しまして、教育委員会の渡辺総務課長の方から答弁を行います。

教育総務課長（渡辺良光君） 先ほど服部議員から御質問をいただきました各給食センターの給食組合からの仕入れの関係のことでございますが、海津給食センターにありましては、大垣の市場価格の高値の5%高で購入しております。南濃給食センターにありましては、同

じく大垣市場の高値の1割高、10%高でございます。それから平田の学校給食センターにありましては、大垣、それから羽島からも買っておるといこともございまして、今現在は仕入れてみえました価格の10%高というふうに決めて購入をしておるといことございまして。よろしくお願いたします。

議長（水谷武博君） 服部議員、よろしいですか。

11番（服部 寿君） 回答ありがとうございました。

なぜ質問したかという、ごらんとおりの格差があるといことございまして。私のところに言ってみえた方も、材料費2億4,000万ほど保護者が出しております。当然材料費だけでございまして、これは今、野菜部門等、また肉、野菜、乾物等もございまして、2億4,000万の仕入れ値に関して、3センター、当然野菜も格差があると。ほかのものも今までどりの組合との契約になっておるとい思いますけれども、できましたら格差のないように、当然市民である児童・生徒、保護者は、同じお金を払って、こっちは1本100円の大根を食べておるのに、ここは110円だといことのないように、大根は大根ですので、これは大根の例を出しましたけれども、肉、野菜、いわゆる乾物類もそうですけれども、平等といいませうか、同じふうに仕入れをして、同じように食材を料理して児童・生徒に提供していただきたい、その観点から質問しましたので、当然18年度予算、策定されていまして、これから執行に当たって、何とか運営委員会等も意見をお聞きし、購入に当たって努力していただきますよう希望して、質問を終わります。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 山田 勝議員。

9番（山田 勝君） まず最初に、私ちょっと愚問になるかもしれませんが、9ページですけど、地方債の償還の方法の中身ですけど、これ皆さん目を通してみえるで読むまでございませうが、どちらにも都合のいいように文言がつくってあるなという判断をさせていただいてよろしいのかといことですが、「借入先の融資条件による」とか、あるいは「借りた方の都合のいいように」といような書き方がしてあるんですが、このあたりの表示の仕方は何を意味しておるのかといことを教えていただきたいと思ひます。

二、三あわせて、ついでですので質問させていただきますが、私、実はこの予算書を眺めて、観葉植物の借上料が数々あるわけですが、かなりの額で、私らのぼんくらでは寄せ切れんといことやめてしまったんですが、どのように各事務所別に話をされて購入されておるのか。経費の節約といことになったら、こういったものもある程度はお話をして、一括で購入するについては幾らでとい交渉をされるべきだと思ひのだが、そういったことをされて借り上げされておるのかといことをまず一つお尋ねします。

次に庁舎の改修工事、これは53ページですけど、どこの庁舎を改修されるのかといこと

と。この海津庁舎であれば、まだごく最近、合併前にきちっと整備されたと思うんですが、それもあわせてお願いをしたいということと、63ページですけど、近鉄養老線の研究会の負担金ということで、先般の全協の席ですか、菱田総務課長から、5回ほど協議を重ねてまいりましたと、そんな説明がありましたが、今年度10万円の負担金ということは、今年度は何回協議会を開くとか、あるいはどういう負担割合で10万円というものが計上されておるのかということもあわせてお尋ねをしたいと思います。

次に65ページですが、これは各所の建物等の定期点検委託料ということを総合してお尋ねしますが、この場合には電動シャッターとか、エレベーターとか、いろんなものすべてが委託料ということで、定期点検ということで、これも膨大な経費になっておるわけですが、これは毎年そういう定期点検というものを委託されて行っていくべきなのか、どうしても1年に1遍ずつやらなきゃならんものなのか。最大1年なのか、あるいは半年に1遍ずつやっていかなきゃならんものなのかということも含めて、あるいは1年でやらなくても、2年に1遍とか、3年に1遍でもいいものの中にはあろうかと思いますが、こういったことも経費の節約ということについては考えていただかなきゃならんことの一つであろうと思って、これも質問させていただきます。

次に66ページですけど、一番下の方の姉妹都市の交流会負担金ということですが、これは交流都市、相手方によって負担金というものが違うのか、どういうふうの予算化をされておるかということを具体的に教えていただきたい。

あまり長くなるとわけがわからんようになってしまうので、とりあえず、以上6点ほどをお答えいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（水谷武博君） 津野総務部長。

総務部長（津野基紀君） 山田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず9ページの地方債の内容でございますが、この点につきましては、当然毎回出させていただきます償還の方法等、利率についても年3%以内ということでありますが、これはあくまでも限度、いわゆる内容的にはこのようなことでもって今後借り入れをしていきたいということでございまして、国の方の財政関係においてもこのような表現をしておりますので、これでやらせていただいておりますということでございまして、特に他意があるわけではございません。

それから観葉植物の関係でございますが、これにつきましては、それぞれのところで必要最小限だけにつきまして借り上げをさせていただいております。予算査定の折につきましてもその辺のところは当然査定の中で厳しく申し上げ、数を減らすとか、そういうような方法でもって事は進んでおるということでございますので、前年度比較等していただければ御理解していただけるんじゃないかなと思いますが、どうしても地域的なこともございますの

で、やはり従来どおり相手方との契約をしていくというようなことも実態であるということ
でございます。

それから、工事の関係につきましてでございますが、庁舎の改修工事でございますけど、
これにつきましては海津庁舎の中、1階のロビーでございますが、実は昨年、市民の方がガ
ラスに当たって、ガラスが割れてしまっただけををするというようなこともございました。そ
んなようなことから、フィルムを張りまして対策を講じさせていただくというようなものも
含まれておるわけでございます。そのほか電気工事とか、あるいは改修部分等も若干ありま
すので、これを一応予算計上させていただいておるということでございます。

それから、近鉄の関係につきましての負担金10万円でございますが、これにつきましては
は、まだ具体的には出ておりません。来年度まだ研究会、あるいはワーキング部会等々開か
れるわけでございますが、とりあえず7市町の中で申し合わせによりまして、頭出しをさせ
ていただくということをお願いをしたものでございます。

それから委託料の中のそれぞれの管理料でございますが、これにつきましては、3年、あ
るいは5年の中での契約でもって取り扱っている部分もございます。したがって、契約
の更新の折には、当然減額の要請をしまして予算計上させていただいている部分もございま
す。昨年と同様という場合には、当然これは契約の中でなされておりますので、申しわけな
いですが、そんなようなことで計上させていただいております。

またこの中では、年に1回、あるいは年に3回とか、いろいろあるわけでございます。こ
れにつきましても、そんなような中での契約ということになっておるわけございまして、
内容的には、法的にやらなきゃならない部分もありますし、あるいはまた市民の方の御利用
の中の安全性ということを考えて、当然定期点検等もしていかなくちゃならないというものも
ございますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それから姉妹都市の交流負担金の件につきまして、ちょっと私の方資料があれですので、
総務課長の方からお願いしたいと思います。

議長（水谷武博君） 菱田総務課長。

総務部次長兼総務課長（菱田正保君） これにつきましては、姉妹都市であります霧島市
の方に市民の方を募って訪問団を結成して行っていただくための一部助成ということで、18年
度につきましては、今3月号の市報に基づいて募集をいたしております。1人2万円程度の
助成ということで考えております。

議長（水谷武博君） そのほかございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 星野勇生議員。

17番（星野勇生君） 市長には、18年度政策的な話も含めて所信を述べられました。大変御

苦勞さんですが、国の動向も大変厳しいとおっしゃいましたんで、その点について、それから一般会計の総合的な判断の中で少しお尋ねをしたい。明確な答えをいただけない部分もあるかもわかりませんが、議長には前もって資料等の請求を受理いただきたいと思います。

所信表明の中の10ページあたりから始めます。18年度予算には国の動向が書かれております。その中で30兆円という規模の話が出てまいりました。これは国債発行高の予定です。29兆9,999万と記憶いたしております。それはなぜか。それは、実は基礎的財政収支の問題ではなかろうかなと思います。これは、現在の国債発行高、地方も含めての借金を将来どういう形にするか、いわゆる国の財政計画の指針であると考えますが、本市の基礎的財政収支、将来いつ黒字になる可能性を秘めて今回の市長の所信の中で18年度予算を精査されたか、これをまずお尋ねいたしたいと思います。

それから2点目、その10ページの上段に少しは書いてあるんですが、「民間活力の活用等を含め」と書いております。これはもう1枚めくっていただきますと、合併協議による調整方針に配慮し、いささか整合性がないところもありますが、合併協議、ここで出したのが新市まちづくり計画、その中の10年間の財政計画書、今回の予算書と相当開きがあります。したがって、総合計画の計画、いつごろ発表されるのか、それをお尋ねしたいと思います。

特に民間活用については、以前から私が提案してきたPFIについて、二つの文字として流れてまいりました。1個は20ページの中で学校給食センターの事業導入可能性調査、ところが前段の部分でいくと海津北高跡地の基本構想、こんな言葉と相当開きがあるように思います。平成12年、国はPFI法を施行いたしました。それに省令で市町村にPFIの導入を促進するようにと政令も出ております。それを踏まえてかなあと思いながらおるんですが、基本構想をどうしてつくらなきゃならんのか。給食センターには、検討する、可能性の調査をする。この辺の差についてお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（水谷武博君） 津野総務部長。

総務部長（津野基紀君） 星野議員の質問でございますが、その中で基本的な問題としての財政計画、これにつきましては、基本的な話として現在ありますのは、合併協議会の中ででき上がっている長期財政計画があるわけでございますが、その辺のところを財政課長の方から分析したものを御説明申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（水谷武博君） 福田財政課長。

総務部財政課長（福田政春君） 財政計画につきましては、合併前に合併協議会の方で、まちづくり計画にも載せてございますが、財政計画を策定されておるわけでございますけれども、当時の策定段階におきまして、現行と数値的にも相当開きがある部分がございます。地方交付税等につきましても、現行の制度と策定された当時とでは制度的にも違っておるということで、18年度のまちづくり計画によります財政計画等で比較をさせていただきますと、

地方交付税におきましては、合併前計画での数値といたしますのは、53億ほどの計画数値となっておるわけでございますけれども、今年度、18年度予算につきましては41億ということで、10億ほどの開きがあるわけでございます。その開きの内容につきましては、まちづくり計画策定時には臨時財政対策債が、当時は13・14・15の3カ年ということで暫定措置されておった部分について18年度まで延長されるということで、臨時財政対策債を発行するということが普通交付税の方が減額されて、市債の方で臨時財政対策債を発行するということが、その部分について5億ほどの開きになってきておるわけでございます。市債の方で5億普通交付税の方から回っておるということでございますが、残りの5億につきましては、若干制度的にも国の方の地財計画等によりまして減額をされてきておるというようなことで、最終的には5億ほどの開きというようなことで比較をさせていただきます。

それから歳入関係では、引き続き市債につきましても、合併特例債を踏まえて、毎年10億ほどの市債の発行ということで、10年計画をまちづくり計画の方では見ておるわけでございますけれども、今取り組んでおります総合開発計画も踏まえて、事業の実施については今後も見直しをさせていただくということで、今年度市債については、まちづくり計画では20億の市債発行ということで計画をされておる中で、18年度の新予算につきましては16億ということで、3億ほどの減ということで比較をさせていただきます。

それから歳出の方につきましては、大きいものとしましては、やはり普通建設事業で、まちづくり計画で29億という計画の中で、今年度予算につきましては22億ということで、6億ほどの減ということで、事業実施には精査をした中での6億減というような比較をさせていただきます。

それから積立金の方では、13億というまちづくり計画の中で、本年度予算では400万ということで、これも13億ほどの開きがあるわけでございますけれども、これも合併特例債で借りまして、その原資をまちづくりの振興基金というようなことの設置の中で措置される部分をまちづくり計画の方では見ておるということで、その部分も将来的には振興基金等の設置も踏まえて、また年度においては計上させていただくというようなことで、今年度の段階では、振興基金の新設ということは今後検討させていただくということで、その部分については計上を控えております。

そうということで、本年度、普通会計においては156億という総予算に対しまして、まちづくり計画については165億ということで、約9億ほどのまちづくり計画との比較で減というようなことでございますけれども、今申し上げましたような現状等も踏まえ、また国の方の制度等も踏まえて、今年度の予算についての編成をさせていただいておるわけでございます。

将来的にいつ黒字になるかということでございますけれども、17年度の決算等の予測も踏

まえて、単年度収支につきましては、一般的には、黒字、赤字にはならないようなことで運営をさせていただいておるわけでございますけれども、将来的にも、当市において一般会計の規模で申しますと、やはり総額としては130億から140億ほどの予算規模が収支的にも適正な予算規模ではないかと判断するわけでございますけれども、その年その年の事業の実施によりまして、総額等についても、当然起債の借入れ等についても変わってくるわけでございますけれども、そのようなことで、130億から140億の総額を見据えた中で今後とも予算編成をさせていただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（水谷武博君） 小澤企画部長。

企画部長（小澤一郎君） 続きまして、総合計画の関係で御質問をいただいたと思いますが、かねがね申し上げておりますように、今年9月を目標に今総合計画の策定を行っているわけでございますが、当然、先ほど来出ておりますように、新市のまちづくり計画が基本にございますので、それらを基本に進めていくことになろうと思いますが、今課長が申しましたように、大分新市基本計画と現在とのずれと申しますか、数字的にも変わってきておりますので、当然これから進めていく中では、そういったこれからの動向も踏まえてしっかりしたものをつくっていくということでございますが、特に懸念されますのは、海津市におきましては人口が若干減りぎみでございます。そういったものをこれからどうしていくかと、どういうふうに持っていくかということも総合計画の大きな課題になろうかと思っておりますし、そういった意味では、先ほどおっしゃいましたように、予算的な黒字というのについても、大変これからはいろんなことで課題が多いわけでございますが、そういったことも踏まえて確実な総合計画にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思いません。

あわせまして、先ほど民間活力のこともございましたが、10ページのことにつきましては、その前には行政改革大綱の関連でございますので、その中で民間活力につきましては、かねがね話をしております指定管理者制度のこともございますので、そういった民間活力を導入していくということの意味で、この10ページのところは明記させていただいたということでございますので、よろしく願いを申し上げたいと思いません。

同じ民間活力におきまして、先ほど出ました給食センターとか、海津北の跡地のあれにつきましては、また担当の方から答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（水谷武博君） 後藤障害福祉課長。

市民福祉部参事兼障害福祉課長（後藤昌司君） それでは、引き続きまして、福祉施設の整備につきましては、PFIの御質問についてお答えをさせていただきたいと思いません。

先ほど市長の所信表明の中では、福祉施設の整備につきましては、県と歩調を合わせなが

らグループホーム等の施設整備や、PFI法による海津北高跡地の障害者福祉施設整備構想の策定を進めてまいるというような内容であったかと思いますが、あくまでも今回想定しておりますのは整備構想でございますので、全体的な構想を策定してまいるというものでございます。一般的に申し上げます基本構想というものではございません。

それで、今回、一般会計の方に18年度で予算計上をお願いしております委託料につきましても、PFIの施設の導入可能性調査ということで予算計上の方をお願いさせていただいております。今現在、現状にあります私どもの方で策定しております全体構想と申しますが、そういったものもございまして、その構想につきましては、県庁の方の教育委員会、それから障害福祉課の方に提出をさせていただきまして、養護学校の整備とか、将来的な福祉施設の整備の方も県の方に御検討いただいております。私どもの方で今現状にあるこの構想につきましては、委員会の折に御提出をさせていただく予定であります。他の委員の皆様方にも同じような時期にまた配付をさせていただいて、御確認をしていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（水谷武博君） 菱田教育次長。

教育次長（菱田秀明君） 20ページのところの給食センターの、平成17年度に基本計画並びにPFI事業導入可能性調査を実施しておりますがということでございますが、実際に新しい給食センターを建てる場合の基本的な、それぞれ機器とか、そういうものを導入した場合の基本計画、それから、それに基づきまして直営で給食センターをつくる場合、それから、先ほど企画部長の方からもありました民間活力、PFI事業の可能性調査、それからもう一つは、完全に給食センターをつくらずに給食の委託をする、そういうような調査で、それぞれメリット・デメリットが出てくると思いますので、直営でやった場合には補助事業がつくとか、合併交付金とか、いろんなものもつくわけでございますが、PFIになりますと、そういう補助事業についてはつくかどうかというような調査とか、いろんな調査をしていただいて可能性を探っているということの調査でございます。

ちなみに本年度の予算では、211ページ、給食管理費の方に、委託料でございますが、設計委託料として2,000万組ませていただいておりますが、これの調査の動向、またどういふふうにするかの動向次第で、この部分については、実施設計なり、それからPFIの導入設計なり、いろんな形に変わるという解釈でお願いしたいと思っております。

議長（水谷武博君） 星野議員、再質問ありますか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） はい、星野議員。

17番（星野勇生君） トータルのにはよくわかるように御説明をいただいたと判断しておりますが、この話をなぜしなきゃならんか。財政の厳しさというものがまだまだ市民に周知徹

底できていない。いわゆる旧町のそのままスライドで来て、合併しなかった方がよかったという声が非常に高い。

国のことを申し上げると大変恐縮ですが、このままの姿でいくと負担をふやさざるを得ない。今、財政諮問会議では消費税の審議に入っていますね。将来何%になるだろう。このまま推移すると、ちょっとオーバーかもわからんけど、20%消費税、そんな説もうわさとして流れております。じゃあどうするか。せめて海津市の中でも、先ほど担当課長が申し上げられたように、人口4万1,000で、1人頭大体この規模ですと35万ぐらいだろうと私は試算をするわけです。その数字が当てはまっておるなあとと思っています。したがって、総合計画を早期立案、その中で市長の政治生命をかけた判断、財政計画を、相当の差が出ないように、なぜかというとし債の発行額がこの収支に必ず影響が出てくる。なぜかという、借金が後世に負担をかけることになるということの基本に私は申し上げたい。市長さん、よろしくお願いいたします。

それから、後藤課長の話はよくわかりました。いわゆる県とのタイアップ、これは跡地利用の件だろうと思いますので、このまま進めていただきゃいいかなあとと思いますが、教育委員会の対応として2,000万の予算。PFIというのは三つの方式がありますね。そのうちの何を利用するか。それからもう一つはDBO方式ってありますね。これはPFIとは少し趣が違う。どこまでどういう検討をして将来この2,000万を使う予定なんでしょうか。ただ数字を上げておいて、将来検討しますではぐあいが悪い。PFIというのは非常に時間がかかることは皆さん御承知のとおりだろうと。だから、今動いていつできるの。このうわさが先行することを非常に危惧する。具体的にどういう計画で、いつごろこの2,000万の事業を消化するか。ここまで、もし現在ないのであれば、議長、資料提供を求めます。

それから、先ほど委員への資料ということも後藤課長おっしゃいましたが、議会は議員個々が共通の情報を持つ、この基本に立って、資料の提出を早くしていただきたいと思いません。

議長（水谷武博君） 松永市長。

市長（松永清彦君） 大変適切な御指導を賜りましてまことにありがたいと思っておりますが、星野議員の御指摘は、要するにプライマリーバランスをいつイコールに持ってくるんだと、その期限を示しなさいということと、そして、現在いろんなアプローチをしている、これはむだ遣いではないかと、一部むだ遣いになる可能性があるのではないかとという御指摘だろうと思いますが、例えば先ほどPFIのこともございましたが、TOB、DBO、いろんなやり方がございます。そういったものを調査研究させていただく。あるいは全面委託したらどうなのか、あるいは完全に市で運営したらどうなるか、あるいはもっとほかの方法がないかと。これは、調査研究をいたしておりますのは、ほかのことに関しましてもそうでご

ざいますが、私も昨年の5月8日にこういう立場にさせていただきました。市政をつまびらかに勉強させていただきました。その中で、この中でお話もさせていただきましたが、プライマリーバランスをいかに早くイコールにしていく、そういうことが海津市に求められていることでもあります。そのためには、今これからやっていくいろんな施策をもっともっとスリムといいですか、経済的にできないか、そういった今トライアルをしているわけでありませう。そういった中でいろんな今アプローチをいたしておりますけれども、その中でできるだけ早くプライマリーバランスをイコールに持ってきてたいと。先ほど財政課長が申し上げましたけれども、できるだけ早くそれを達成したいと考えているところでございまして、議員各位に格別の御理解を賜りたいと、お願いを申し上げる次第でございます。

議長（水谷武博君） 教育委員会 渡辺総務課長。

教育総務課長（渡辺良光君） 星野先生の御質問でございますが、御存じのようにPFI、3種類の事業方法がございますが、今現在ですけれども、海津の新センターのPFIの運用手法といいですか、そういう手法で今コンサルの方でまとめておるところでございますが、当初BTOという、つくって、所有権を移転して、そして運営していくという方法、BTOしか補助金がもらえないというようなことございまして、BTOというのを想定しておりました。しかしながら、PFIの補助の仕組み、国の方が変わってまいりまして、BOTということで、（ビルド）建てまして、（オペレート）運営、それから（トランスファー）交換する。つまり所有権を後から移転するという手法でも補助金がいただけるというようなことになりまして、そうしますと、建物の所有リスク等々が民間の方に移るとようなことで、その方が委託料といった意味で安く上がるのではないかとということで、現段階では、今現在コンサル中ではございますが、BOTという手法でもって、直営の場合とPFIで実施した場合のVFM、15年なら15年の建築も運営も含めたコストがどうなのかという部分での比較をしていただいております。

それと、あと2,000万の使いの形でございますけれども、今現在ですけれども、コンサルの方をお願いしながら詰めておるところございまして、直営の場合ですと、これを実施設計という形で結論づけて進めていく格好になりますけれども、現段階、給食運営委員会の方の報告書と、それとあとコンサルの結果を総合しまして、最終的には市長さんの判断でもってどの方向に進めるかというような形になるかと思っております。そういった意味で、あまり実施設計をやってすぐというわけにも当然いきませんし、PFIになりますと、やはり1年半から2年ほどかかるというようなこともございますので、まだ決定というわけには、どこでという部分というのはまだ言及することはできかねますけれども、一応そんなスケジュールを進めていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 星野議員。

17番（星野勇生君） 合併のメリットって何でした。合併特例債じゃなかったと思う。それもわかります。合併支援交付金、これも当初の説明ですと、県・国合わせて9億9,000万だったと思います。これをいかに使うか、これが合併のメリットじゃなかったかなあ。ところが国は3年、県は5年という期限つきであったと思います。この利用方法については検討されての話だろうと思うんで、とやかく申し上げる気はない。いわゆる合併をしたからこれがよかったんでというアピールが、今の現在ではできない。その辺のお答えをちょうだいしたいのと、先ほど堀田みつ子君がおっしゃったように、資料の提供を求めたいと思います。以上です。そのお答えだけいただければ結構です。

議長（水谷武博君） 教育委員会 渡辺総務課長。

教育総務課長（渡辺良光君） P F Iの導入の調査結果という資料でしょうか。それとも、もっと違う意味の資料でしょうか、その辺。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） はい、星野議員。

17番（星野勇生君） 資料提供は、給食センター運営委員会でしたか、協議会でしたか、その協議の内容と、私が今申し上げたいのは、合併のメリットをこのP F Iの導入に向けてどう検討されたか、これをお答えいただきたいと思います。

議長（水谷武博君） 渡辺課長。

教育総務課長（渡辺良光君） このP F Iの事業計画の中に、直営でやった場合は当然合併特例債というのが使えますので、そういった形でのシミュレーションをしておりますし、当然P F I、民間活力という話になりますと、民間の会社が金融機関のお金を借りて、そして事業を実施し、民間の会社が金利を払って返していくという形になりますので、そういった部分をどちらも比較しながら検討しております。そういった資料の方をまとめましたら出させていただきます。

議長（水谷武博君） それでは申し上げます。先ほど星野議員から資料要求がございました2件につきまして、後藤障害福祉課長並びに学校総務課長、準備の整い次第、議会全員に資料の配付を願います。

松永市長。

市長（松永清彦君） 星野先生の質問に十分答えていないという気がいたしまして、合併したメリットが何であるかといったことは、例えば給食センターの例に限れば、一つにすることによりまして効率がよくなると、あるいはそういった効果が出てくるであろうというふうに考えているところであります。その運営方式、これ今いろいろ食育はどうするかとか、ほかの学校給食の場合には求められることが多々ございます。そういったことをどのように考

えて学校給食センターを考えていくかと。大変いろんなことを考える要素がある、学校給食に関しましては。したがって、そういった面を十二分に考慮した上で決定をしていきたいというふうに考えているところであります。

先ほど申し上げましたように、給食センター、今三つございます。さっき堀田先生から、一つでいいのかという御質問がございました。これは今委員会の中で御検討賜って、御答申をいただくことになっておりますけれども、その答申を尊重してやってまいりたいというふうに考えておきまして、合併の効果のまずその1番になるのではないかなというふうに今考えているところであります。ほかの施設につきましても、星野先生御指摘のように、今後いろんな形でそういったことを模索し、先ほど申し上げましたプライマリーバランスの改善に全力を挙げて努めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御指導の方お願い申し上げます。

議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 西脇幸雄君。

3番（西脇幸雄君） 大変時間も迫っておりますけれども、予算書の50ページの総務管理費の中の1点だけ、少しお尋ねをさせていただきたいと思っております。

50ページの旧の海西小学校のプールの解体工事、このことについて、その後の利用計画もあつての解体工事に踏み切られたのか。この予算化1,400万ということにつきましても、合併前からの課題でございました。なかなか解体ができんということで今までは来たわけでございますが、このことについての解体の工事請負の関係、またその後の利用計画があつてということ、その中の説明を少し伺いたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（水谷武博君） 津野総務部長。

総務部長（津野基紀君） 西脇議員の御質問にお答えしたいと思います。

もとの海西プールの取り壊しでございますが、この件につきましては、昨年、地元自治会の方からも、管理の問題等々につきまして御要望をいただいていたところでございます。庁内協議等をいたしまして、従来、防火水槽でも御利用になるということでもございましたが、消防署の方とも現地調査をいたしまして、この点については充足をしておるからというようなことでもございましたので、これを取り壊したいということで結論に達したわけでございます。地元自治会の方へもこの点申し上げまして、今後、これについてのお話し合いはさせていただくことにさせていただいている状況でございます。

また跡地の利用等々につきましては、取り壊した後、これをどうするかということにつきましても、あわせて自治会の方とお話しするなり、あるいは財産処分するなり、方法はこれ

から考えていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思
います。

議長（水谷武博君） 西脇議員、よろしいですか。

3番（西脇幸雄君） はい。

議長（水谷武博君） そのほかにありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 渡辺光明君。

19番（渡辺光明君） 今回の議会中に市政全般についてはまた一般質問させていただきたい
というふうに思っております。ただ、感じたことをちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほど来、各議員さんが行政に対していろんな質問、確認をしておられますが、その中の
答弁として、説明として、指定管理者制度を導入するとか、また民間委託をするとかという
ようなこと、非常にたくさん言葉が出てまいりました。

そこで、例えば民間委託をすることがすべていいのか。指定管理者制度を導入して、それ
を進めていくことが行政のスリム化につながるのかということになってきますと、長期的に
見ればそういうことになるかもわかりませんが、今合併して、財源の立て直しを即や
らなければいけないというような状況の中で、果たして一般の市民の人からそのような言
葉を聞くと、行政は頑張っておるなあというふうにすごく聞こえがちだし、私にしてみれば
行政の詭弁かなと、そんなことも思わんでもないわけでございます。

それで、例として一つ挙げさせていただきますのが、市営バスの運行について、これはず
うっと見てみますと、旧南濃町の方のバス運行についても前から民間委託となっておるわけ
なんですけれども、海津町の場合は職員さんを使ってバスを運行しておったと。そういう中
でこれを見ますと、ほとんどが民間委託に移行していくというようなことではございますが、
民間委託をするということは、委託された方側は、当然その運転手の給料等も含めた委託料
の金額を提示してくるわけでございます。それで、今まで旧海津町のバスに乗っておられた
運転手さん、市になってからも当然職員として運転されておるわけなんですけれども、それ
じゃあ民間の方に運転手当も含む委託料を払って、なおかつ、こっちでは今まで運転してお
られた方がやめずに職員で残るといことになりまして、民間の方にも人件費を払わないか
ん、今まで運転をしておった人にも人件費は払っていかないかんというようなことにはなら
ないのかなあと。今まで運転をしてきた人に対してどういう職を与えるのか、それとも早期
退職をお願いするのか。そうでなかったら決して人件費の削減にはつながらないということ
を思うわけなんですけれども、ちょっと一部に聞いておりますと、これはうわさだと思
うが、今回、教育委員会の方から給食センターの運営に関して民間委託等も考えながら今前へ
進めておるといような話がございまして、その中で本当に 100%民間委託といような

形をとられれば、それはそれでいいんですけれども、市営バスのあいた運転手を給食センターの運転手に使うとか使わないとか、そんな話もちまたでは聞こえてくるわけなんですけれども、そうであるなら人件費の二重払いみたいな形になって、人件費の削減にも行政のスリム化にもつながらないと、そんなふうに思うわけなんですけれども、今民間委託をするということは、短期的なことを考えてやっておられるのか、長期的なことを考えてやっておられるのか。例えば今まで運転しておった人は定年まで何らかの形で職員として守りをし続けるのか、これは市長の決断だと思ふわけなんですけれども、そこら辺ちょっとお尋ねしたい。

それからもう一つ、消防関係の予算の中で防火水槽1ヵ所設置800万円、これ本当に800万円かかるものなのか、よっぽど立派な防火水槽をつくるのか。一般的に言われておるのは、防火水槽1ヵ所に関して大体400万前後だろうということと言われておるわけなんですけれども、例えば附帯設備も含めて防火水槽を設置されるつもりなのか。もしか附帯設備を含めての防火水槽設置なら、説明の中とか節の中に事細かに項目別に分けて全部予算がそれぞれつけてあるわけなんですけれども、附帯設備は附帯設備で別でここに項目で挙げられるはずなんですけれども、800万というのは本当にどこへお金がかかるものだろうなああと。もしそれが余裕を持った予算提示であるなら、この一般会計の予算の中はすべて余裕を持った予算書の作り方がしてあるのかというようなことにまで発展していきますので、この800万についてはしっかり説明を求めます。以上。

議長（水谷武博君） 小澤企画部長。

企画部長（小澤一郎君） 先ほどの市営バスの民間委託のことにつきましては、具体的なことでございますので担当の部の方から答えていただきますが、まとめて指定管理者のことでございましたので、その件についてでございますが、先ごろ行政改革大綱をつくる中で、当然市内にはいろんな施設がございますので、指定管理者についてどうするかということについて、各施設ごとにそれを大綱の中に盛り込まれておるわけでございますが、大体おおまかにまとめまして、その導入についての道筋につきましては、18年度、新年度検討して、19年度導入という予定でございます。したがって、18年度で検討する中で、今先生おっしゃいますように、導入する一つの大きな理由としては、当然経費の節減ということにつながらないと意味がないということでございますので、そういった面が一番重要視するべきでございますので、そういったことを踏まえまして、現在、各担当課で抱えております施設等についての導入の是非の検討について、今それぞれの担当課で、他市町村の事例、あるいは県等の事例を参考にしながら、この施設については導入すべきかというのを早急に取りまとめるように、各課に、各施設に指示をさせていただいておりますので、導入するとなれば、当然いろんな比較検討が必要でございますので、そういったことも含めて、今年度結論を出して、導入すべきものについては新年度から導入するというふうに持っていきたいと思っております。

すが、あるいはその中には直営で今までどおりやった方がいいというようなこともございまして、いずれにしても経費の面が一番重要視されることとございますので、そういった面で今調査中とございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、先ほど言いましたように、市営バスの件については、独自の新年度から始まることとございますので、担当の部の方からお答えをいただきますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長（水谷武博君） 津野総務部長。

総務部長（津野基紀君） 渡辺議員の御質問にお答えしたいと思います。

一例として市営バスの関係が、じゃあ経済効果があるのかというお話でございます。当然我々今までも、全員協議会等でもお話をさせていただきましたように、民間の方へ委託をいたしまして、そして進めるわけでございますが、この予算書の中で見ていただきましても、人件費はもう入っておりません。これで効果的にいきますと、大体1,000万円ほどは効果があるという判断をいたしております。それから職員の関係でございますが、おっしゃるように、当然給食センターなり、あるいはマイクロバスの運転、現在日々雇用とか、あるいは委託契約等で行っておりますが、そういうものは一応解除いたしまして、そちらに充てるということで進めてまいりたいと思っておりますので、決して二重とか、そういうことにはならないということを御理解願ひしたいと思います。

議長（水谷武博君） 田中消防長。

消防長（田中俊澄君） 防火水槽の設置工事費の御質問でございます。実績等をかんがみまして、あと多少附帯と申しましても、やはり安全管理とかそういったことで、フェンス等の設置等も、多少そういったものは入ってございますけれども、この金額に近い額となるということで計上をさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

議長（水谷武博君） 渡辺光明君、再質問ありますか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） はい、渡辺光明君。

19番（渡辺光明君） 消防長、これだけの額がかかるということですよ、800万。それは通常の防火水槽ですよ。特別な防火水槽ということじゃなくて、あちらこちらにつくっておる防火水槽と同じレベルのものをつくるとのことだと思っておりますけれども、そうであるなら、果たして1基つくって800万円ももらった業者がお見えになるかといったら、そんなものはどこへ行ったってないと思いますよ。例えばどこかへこれを発注するわけですよ。発注された業者が1基つくって800万円もお金をもらったというような、そんな業者があったら、私は一遍教えていただきたいと思う。したがって、多少の上下はあったにしろ、これはちょっとおかしな……。そうしたら、どこの業者にお願ひされて、そのとき1カ所の防火

水槽に 800万円払いましたという例があったら教えていただきたい。

議長（水谷武博君） 田中消防長。

消防長（田中俊澄君） まず金額の方でございますけれども、先ほど申しましたようなことで試算をいたして計上させていただいたということでございます。また、実績等もございませぬけれども、耐震性をかんがみまして、そういった考慮も入れての金額でございます。ただ、過去に 800万を超えたという実績があるとは聞いておりませぬ。以上でございます。

議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） じゃあ簡単をお願いをいたしたいと思えます。

山田議員に、先ほどから誤解があるといけませんけど、質疑は同一議題について 3 回でございますので、一般会計につきましては 3 回しかできませんので、それを理解の上質問をしていただきたいと思えます。

はい、山田 勝議員。

9 番（山田 勝君） まずもって、先ほど質問をさせていただいた中での観葉植物について、とりあえず何とか経費の節約ということになれば、市を一つにして、数をまとめて、そして業者に交渉というような方法をとっていただきたいと。余りにも経費がかかり過ぎておることが私は感じられるので、強くそういったことで節約に力を入れていてもらいたいということを思えます。

もう一つ、市長の先ほどの施政方針の演説の中で、子育て支援ということで非常に格好よく、見てくれのいいというか、あれもこれもということで、これから子育てをされる方には非常に夢を持たれてのというような演説をされました。内容もそうっておりますが、チャイルドシートが、半額負担というものが新年度から 3 分の 1 になると。まだ先日の市報に書いてあったということで、今年度のチャイルドシートの助成を受けられた数は何名ほどあるかということも含めて、一番そういったことで子育てには目立つような気がするんですが、そんなものをけちらずに、ほかのことでもうちょっと節約できる方法もあるんじゃないかと、そんなことを思ったので、ちょっとそのあたりの、なぜ削減されたかと、3 分の 1 にされたかということも含めて御説明をいただきたいということ。

それから中身についてですが、138 ページの左義長の警備について、どうしてこの一般会計からそういったものが警備費ということで出されるのかということもちょっと理解できません。その他にいろいろと合併直後であるので、前年等といろいろ比較もしにくいということで、全くわからんことばかりですが、だからそういったことも含めて教えていただけたらと。

それから 174 ページの夜間照明の人員費と申しますか、なぜこんなものが要するのかという

こともちょっと御説明いただきたい。

議長（水谷武博君） 山田議員に申し上げます。山田議員は産業建設委員長さんでございますので、商工費につきましては担当委員会でございますので、左義長も商工費の中でございますので、先ほど申しましたとおりルールは守っていただきたいと思います。ぜひそういうことで御協力賜りたいと思います。

まず津野総務部長。

総務部長（津野基紀君） 山田議員の御質問でございますが、観葉植物、これのみならずでございますが、やはり一括交渉するのが当たり前のことだろうと思うわけでございます。これにつきましては、合併以来、地域地域のあり方もあったということもありまして、御指摘のとおりだとは思いますが、この件につきましては、今後、一括交渉して、一括契約ができるような方法を模索していきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからチャイルドシートの問題でございますが、これは当然行財政改革の中で補助金という問題の中で検討を加え、従来の補助率から若干受益者の方には御負担をお願いするという形になったわけでございます。この補助金だけが下がったということではございません。それぞれの各種団体等々における補助金につきましてもお願いをしておるわけでございますので、この点につきましては御理解を賜りたいと思うわけでございます。

件数につきましては、後でまた御報告をさせていただきますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

議長（水谷武博君） そのほかにもございせんか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 伊藤仁夫議員。

14番（伊藤仁夫君） 農業費についてお尋ねいたします。ページは125ページでございますが、ぎふクリーン農業生産総合整備事業ですね。2,637万7,000円についてですが、施設園芸や水稲に対するクリーン農業だろうと思っております。クリーン農業といえば有機肥料、そして無農薬でつくった製品だろうと思ひますが、小麦や大豆についてもクリーン農業で行われるわけでございしょうか。それとも、今後どのような農村・農業整備事業を進められるのか、お尋ねいたします。

議長（水谷武博君） 菱田産業経済部長。

産業経済部長（菱田輝由君） これにつきましては、担当課長から説明いたします。

議長（水谷武博君） 水谷農林振興課長。

産業経済部農林振興課長（水谷明寛君） 伊藤仁夫議員の御質問にお答えいたします。

ぎふクリーンのこの補助金の関係でございますけれども、ぎふクリーン農業の制度、岐阜

県の方でそういう補助要綱等を立ち上げておまして、それに対応する施設、また機械等でございますけれども、そういう施策に該当する分につきまして、3分の1ということで補助を出すということでございます。

それで、もう1点でございますけれども、今後の農業の方向ということでございますが、先ほど来、ぎふクリーンということで、水稻につきまして、今年度でございますけれども、品種は多々ありますけれども、ぎふクリーン農業に該当するような売れる米づくりも推奨していくということで、その申請に進んでいくということでございます。ほかに今までぎふクリーンの農産物等でございますが、認定等でございますけれども、よく御存じかもわかりませんが、キュウリ、トマト、メロン、いろいろございますけれども、今後もそういうような農作物に対しまして、その制度に乗られるように、やはり売れる農産物づくりということで推奨していく考えでございますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 伊藤仁夫議員。

14番（伊藤仁夫君） 米に対して、実は麦作、大豆後、本年度JAからやっていただけないかというようなお話がございますが、それに対するクリーン農業であったら、その水稻米でしたら何がしか高く売れるんかというような御発言もございまして、それに対する課長さん、どんなような意見で、我々も今後そういうクリーン農業に取り組みなさいけないと、このように思っておるんですが、なかなか制約がございまして、有機質を使えと。そして今回の場合はハツシモ、麦作の後なり、大豆の後にやってくれないかというようなJAからのいろんなお願いがございました。それに対して、やはりJAにしても、市の方にしても、クリーン米をつくったが、そうでない米でも同じだというような御発言がございましたが、私はちょっとおかしいなあとっておったんですが、その点どうお考えでしょうか。

議長（水谷武博君） 水谷農林振興課長。

産業経済部農林振興課長（水谷明寛君） 伊藤議員の再質問でございますが、ぎふクリーン米でございますが、先ほどおっしゃられたとおり、大豆の後でございますけれども、当然肥料も少なく済むという状況でございます。ぎふクリーンは30%以下化学肥料等を抑える、また農薬等を抑えるということで行っていただくわけでございますが、それで、例えば一般米とどう違うのかということで、先ほどもおっしゃられたとおりでございますが、販売価格は変わりございませんが、今後でございますけれども、有機肥料等活用なさって、減農薬50%以下という方向に持っていただければ、一般米とは、多少の価格差でございますけれども、出てくるということでございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。以上です。

議長（水谷武博君） 津野総務部長。

総務部長（津野基紀君） ただいまの山田議員からのチャイルドシートの件数でございますが、一応今年度交付件数といたしましては、約90件ということで御理解願いたいと思います。以上です。

議長（水谷武博君） 質疑を終結いたします。

昼の時間を大幅に超えまして、大変皆様に慎重御審議をいただきました。ありがとうございました。

ここでお諮りをいたします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認め、ただいまから約1時間、午後1時40分再開といたしますので、よろしく願いいたします。

（午後0時26分）

議長（水谷武博君） それでは定刻になりました。休憩を解き、審議を引き続き続けます。

なお、平野教育長には西濃教育長会議、また加藤農業委員会事務局長につきましては、午後から農業委員会があるということで、午後の本会議を欠席の旨がございました。御報告をしておきたいと思います。

（午後1時40分）

議長（水谷武博君） それでは審議を続行します。

続きまして日程第4、議案第2号 平成18年度海津市海津苑運営特別会計予算についての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田議員。

2番（堀田みつ子君） 再びお願いいたします。

この海津苑の施設をこれから改修していきたいというふうなんですけれども、そのためのいろいろな計算をした中で、一つお聞きしたいのは、前、全協でいただいた入浴者の人数であるとか、これからの見込みのとり方なんですけれども、この施設利用者の10%近くが高齢者で無料の方、そして回数券を利用している方が40%ぐらいはお見えになるというふうな中身ですよ。こういうふうな施設利用の仕方がある上に、平成16年度が47万8,000という実績が、平成17年度で45万何がしというふうな、もう1年だけで実績自体も減少している。それが大体4%ぐらいですかね。そういう中で、平成16年度実績掛ける85%ぐらいの人はその後も利用していただけるだろうというような評価の仕方をされていましたが、その上

に新館、要は新しくする、500円予定をしている入浴の方を6割、今の100円が200円になるリニューアルする方を4割というふうにして見込みをされています。

この見込みの仕方なんですけれども、今、回数券を利用するだとか、高齢者の方は全然利用料金が要らなかったのが必要になってくる。回数券を利用するということは、割とよく利用されるということと、それから100円の温泉だから来るということもあり得ると思うんです。そういう中での新館6割、リニューアル4割という見通しみたいなものは、少し甘いんじゃないかなというふうに感じるんですけれども、こういうような話をほかの方にも聞きますと、これは反対じゃないかというふうな声も聞くんです。いろいろと相談をかけたんだりとか、お話をさせていただく中でそういうことを聞きます。この海津苑の施設を皆さんに利用していただくようにきれいにしていくということは別に反対するわけではございませんけれども、でも、その基本的なところで見込みを甘く見てしまったら、その後、多分これぐらいは利益が出るよというような利益の見込み方をして腹をくくってやれるのか。これは海津市のいつも利用してみえる方に対するサービスというか、皆さんに利用していただけるためにもやるんだよというふうなつもりだったら、きちんとした見込みというか、どちらかというて厳しい見込みをして取り組んでいただいた方がいいのではないかなと思うんですけれども、その点に関してだけこの部分ではお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（水谷武博君） 大倉市民福祉部長。

市民福祉部長（大倉富夫君） ただいまの堀田議員の御質問に答えさせていただきたいと思いますが、今御質問については当然のことでございますが、どうしても先を見込むというのは大変難しいわけでございます。我々見るにおきましては、当然今までの皆さん方のお客さんの御要望からいきますと、傷んでおるところ、あるいは古くなってきている、汚いとか、いろんな話の中で、当然新しくすれば、また予想以上のお客さんが入るんじゃないかなという若干甘い見方も持っておるわけでございますが、一般的な流れとしましては、今までずっと海津苑を経営した中で、あるいは類似施設がどんどんできてくるという中で、若干ずつ減っていくという傾向にここまで来たわけでございます。そういう点からあわせまして、当然新しく施設をつくれれば、また特色のあるふる場等をつくれれば、お客さんがふえるだろうという見方の中で描いておるわけでございますが、当然これから建設に向かって、あるいはまた経営については、いろんな面でまた協議をしていかなければいけない点が多々あるわけでございますが、当然経営が成り立たなければ、その中でのまた料金のアップとか、いろんなことも必要になってくるかと思いますが、とりあえず今の段階としましては、資料のようなたたき台をつくったわけございまして、これ以上の中身の内容につきましては、施設の伊藤所長の方からお答えをさせていただきたいと思います。

議長（水谷武博君） 伊藤海津苑所長。

海津苑所長（伊藤直次君） それではお答えさせていただきます。

ほとんど今の大倉部長が言いましたとおりでございますけれども、私の方も資料としましてはそういった出し方で出しましたけれども、話を皆さんに聞いてみても、若い人がうちは今のところは入るのが少ないということで、高くても若い人を取り入れたいということもございまして、話を聞きますと、1,000円でも1,500円でも、かなり海津の方でも遠くへ行ってみえるということも聞きますので、私ども甘い考えではございますけれども、露天ぶるとか、あるいはサウナとか、いろんなものをつくりましたら、若い人もかなりいらっしゃるんじゃないかという考えで算出をさせていただいたわけでございますので、よろしく御理解のほどお願いします。

議長（水谷武博君） そのほかにもございせんか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 星野勇生君。

17番（星野勇生君） 21ページから入る特別会計、その後の水晶の湯とちょっとバッチィングするんで申しわけないです。議長、お許してください。

ただいま施設長の説明にもありましたが、去年はやった言葉に「想定外」という言葉がありました。堀田みつ子議員のおっしゃるとおりじゃないかなあと。なぜかという、見込みとしてこの海津市にお越しいただける温泉人口がどのくらいあるか、それを見込んでのお話ではなかろうかなあと。いわゆる水晶の湯、海津苑、両施設をリピーターをお願いして、宣伝をして来ていただくというのが基本じゃなかろうかなあと。そういう計画があったらお示してください。

議長（水谷武博君） 大倉市民福祉部長。

市民福祉部長（大倉富夫君） ただいまの星野議員の御指摘のとおりと思っておりますが、まだ今のような計画を持っておりませんので、申しわけないと思っております。

議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 山田 勝君。

9番（山田 勝君） まずもってですが、この9ページ、パートの賃金ということで1,570万円上がっておりますが、このパートの採用方法というか、時にはお客さんが多ければ呼びかけてお願いしなきゃならんという場合があるが、どのような方法でこういうものを採用されておるのか。所長の判断で適当に頼んでおるといようなこともちょっと聞きましたが、そんなような判断をさせてもらってよろしいのか、あるいはシルバーの方へ頼むについても、どのような頼み方をされているのか、そういったことをお聞きしたい。

それから、11ページの温泉ポンプの入れかえ及びふたとかそういったことで、ここで入れ

かえ、次のページでまた温泉の深井戸の水中ポンプの購入費ということですが、違うものをどうにかえていくのかということも含めてお願いします。以上です。

議長（水谷武博君） 伊藤海津苑所長。

海津苑所長（伊藤直次君） まず人件費の問題で、パートの問題でございますけれども、これにつきましては、一応正規の従業員、海津市で日々雇用で雇っている職員が現在9名おりまして、9名の中でやっております。例えばお客さんが多い場合に、どうしても足りない場合はシルバー人材センターにお願いをして、今のところは経験者、もと海津町においてやめられた方がシルバーに登録していらっしゃるもので、その中でわかっている方をお願いするという形で、もちろんお客さんが少ない場合は削減したりなんかしております。ということで、日々雇用の関係を、市の方でいただいたものをうちの方は使っておるわけでございます。

それからポンプにつきましては、これは工事の方でございますけれども、工事の方のポンプの入れかえにつきましては3年に1度、今現在入っておるポンプを揚げまして、かわりの予備のポンプを入れるということで今やる段階でございますけれども、また備品購入費として200万ほど見ておりますが、これにつきましては、現在持っておる予備のポンプが1台ございますけれども、これもかなり老朽化しておる関係上、いつ壊れてもおかしくないという状態でございますので、予備をもう1台ふやしたらどうかということで今回上げさせていただいたものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 山田 勝君。

9番（山田 勝君） シルバーセンターに人材を、きょう1人頼む、2人頼むということをお願いをされるということも聞いておりましたので、それも所長から今言われたようにわかるんですが、こういったことについて、だれそれというような指定をされるのか、年齢とか、そういったものは考慮されるのかということをやっと正確に教えてもらいたいが、例えば座敷へ出入りするパートが、70に手が届きかけておるようなおばあちゃんが出てきてやっておるというようなことは、失礼だけれども、好ましくないことじゃないかと、そういう判断はされておるのかどうかということをやっとお聞きします。

議長（水谷武博君） 伊藤海津苑所長。

海津苑所長（伊藤直次君） 御指摘のとおりでございます。確かに私の方も、シルバーにつきましては登録している方が60歳以上とお聞きしておりますので、また経験者ということで、シルバーにお願いしておる状況でございますけれども、先生のおっしゃることはよくわかりまして、若い人をどうしても入れたいという気持ちもありますけれども、なかなか私ども、そこまではちょっと至っておりません。大変申しわけなく思っております。

議長（水谷武博君） そのほかにございせんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第5、議案第3号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計予算についての質疑を許可いたします。

質疑はございせんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第6、議案第4号 平成18年度海津市クレール平田運営特別会計予算についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） クレール平田に関しては、これは月見の里南濃の運営についても少しかわるかもしれませんが、まず農産物、こういうものをあそこで扱って、これは当然農業振興というふうな形でやっていかれるというのが趣旨だと思います。その中で、そういう協議会に委託をして販売しているんですけども、今回、協議会の中で除名になった方があるというふうにお聞きしました。この除名になるまでの間に、大体除名といったら相当、今もどこかで言われていますけれども、除名というふうだと、その人の命を取るぐらいの感じになってしまうのではないかというふうに言われているくらいですから、この除名になる前に皆さん農業振興課の方で手だてがなかったのか。そういうことにならないようにするために、指導とかというものができなかったのか。その除名になった方に対してでもそうなんですけれども、農業振興をしてもらうその方にもきちんと成り立っていくようにしていくというのが当然市として責任を持つところであると思うんです。それにこの会計は特別会計として市の会計の中に入っています。それこそ指定管理者というんじゃないですけども、全部その協議会で運営されて、全部何もかもやっちゃっているというわけではないと思います。だからこそこういうことがあってはならないのではないかと考えますけれども、これに関して、これからも出てくる可能性だって幾らでもあると思いますけれども、そういう部分でどこまで担当課は責任を持つんですか、それをお聞きしたいと思います。この除名に関しては、もうこれ以上どうしようもないことなんでしょうか、それをよろしく願います。

議長（水谷武博君） 菱田産業経済部長。

産業経済部長（菱田輝由君） その件につきましては、生産者自体はみずから生産した物という項目があります。その除名的一端につきましては、その方は、どちらかといえば、取

り売りという方でありましたので、これは1回だけではなく、3年ほど前にもそういうようなことがあったということでございます。その生産者については、再三言ってありますし、今回もそのようなことを言っても聞いてもらえなかったということで、協議会の方で決められて除名という形になったかと思えます。

市の方の対策と申しますと、私どもにつきましては、一応協議会の中の規約で、あくまでもみずから生産ということによってやっておりますので、それをもって示していきたいということをおもっています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） 確かにその方、今の言われたことかもしれませんが、その前に、実際に3年前と言われたのは平田のときのことでですね。じゃあその中で、市になったときに、ただ協議会に任せて、協議会で対応してもらおうというふうじゃなくて、どうして振興課としてそういうことがないように対応できなかったのかということをお聞いているんです。除名というふうな一番厳しいやり方じゃない、自分からやめていくとか、そういうふうにならなかったのかということも少しは思いますけれども、まずはできるだけ除名という形をとらないような運営をしてもらえるようにバックアップしていくというのが当然職員の役割ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（水谷武博君） 水谷農林振興課長。

産業経済部農林振興課長（水谷明寛君） 先ほどの堀田議員の御質問の内容でございますが、その対象になられた方ですけれども、先ほど部長の方から御答弁申し上げましたんですけれども、130名の方の一つのルールということで、皆さん守るために、その方も御参加されてそのルールを決められた経緯もございまして。

それで、職員としましては、いろんな講習会という場におきまして、そういうことのないようにということで御注意等申し上げてきております。にもかかわらずそういうようなことで、その協議会の中で諮られまして、そういう結果になったということで、非常に残念ではございますけれども、今後の動向でございますが、また協議会の方でお話しされるかもわかりません。ということで、ひとつよろしくお願ひいたしたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） たしか前にお聞きしたときには、市になって、今まで平田のときには少し緩やかな感じで来たものを、きっちりとするために、多分そのときに説明とかあったんだと思います。それが協議会任せにするというふうにお聞きたような気がするんですけれども、そのときに海津市の方の農林振興のところの主となつての説明会ではなかったというふ

うに聞いたんですけれども、そうだったんですね。だから、そういうものをやっていくにしても、皆さんがきちんとやっていただくのも当然なんですけれども、そういうきちんとやっていただけるための後ろ盾ということをぜひともしていただきたいと思いますと思いまして、質問を終わります。

議長（水谷武博君） そのほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 永田武秀君。

6番（永田武秀君） 4号議案と5号議案、比較対照しながら、絡めてちょっと質問させていただきたいと思いますので、答弁の方もよろしくお願ひしたいと思います。

今、関連するようで関連しない部分もありますけれども、このクレール平田と、それから南濃の道の駅のことでありますけれども、平田の方は、ちょっとお聞きしますとことして6年目、南濃は1年目ということで、正直申し上げて、私も海津町の間人なものですから、状況がわからないものですから、基本的なこともお尋ねしながら、最後に大切な質問をさせていただきたいと思うんですけれども、まずこの売上げの状況でありますけれども、双方とも順調よくいっておるといような話は聞こえてきますけれども、実際どうなっておるか。

それからもう1点は、当然お店でありますので、農産物や物産の品ぞろえがどうなっておるかなあと。私もたまにですけど行きますと、午後に入ると、特に南濃町なんかは野菜なんかが大分なくなってきたおるといような状況もあるものですから、このあたりはどのような対応をしてきておられるかなあといふうに思いますので、質問にお答えいただきたいと思ひます。

それから、当然商売ですから、もうかっておるか損しておるかわかりませんけれども、クレール平田については一応利益が上がっておるといふうなことも聞いておりますけれども、その利益はどのように会計処理をされておるかといふことをお尋ねしたいと思ひます。

それから、この当初予算で両駅とも一般会計からの繰入金計上されておりますけれども、一般的に繰入金を当初予算から計上するといふことは、当然その部分が予算的に不足するといふことから一般会計の繰り入れがなされておるといふうに考えるわけでありませんけれども、このあたり、要するに不足分を補てんするための繰入金かどうかを、ちょっと具体的にお答えいただきたいと、こんなふうと思ひております。

それから、南濃の場合ですと、1年目といふことで、当然起債の償還の据え置きがあるといふことで、利息だけが計上されているといふうに解釈しておりますけれども、起債の償還は何年ぐらいから始まって、毎年どのくらい償還されるのか、具体的にまずお答えをいただきたいと、こんなふうと思ひております。

議長（水谷武博君） ここで皆さんにお諮りをいたします。次の日程第7の月見の里、関連がありますので、ここで上程をして、一括2案を上程したいと思いますのですが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） それでは、答弁の前に、日程第7、議案第5号 平成18年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算についての質疑も許可をいたします。

答弁を求めます。菱田産業経済部長。

産業経済部長（菱田輝由君） 永田議員の質問にお答えいたします。

まず一つの、売上げがどうかということでございますが、確かに売上げについては多少減っております。といいますのは、クレール平田、それから南濃の道の駅、それから最近では愛知県の海津町から東へ行ったところの橋を越えたところの道の駅、それから瑞穂市にできました、大きなディスカウントといいますか、その道ができたということで、消費者も相当抜けております。そういうようなことで、両道の駅とも一生懸命頑張っておりますけど、消費者はそのようないるんなところへ行かれますので、多少今までよりは減ってきたということでございます。

それから、品物につきましては、新鮮な野菜をということで、クレールにつきましては、なくなったら、駅長、あるいは職員が各農家に電話して、出してもらおうよということでやっております。

利益についてはどうかということでございますが、利益につきましては、繰り越ししたり、あるいは基金に積み立てをしたりということでクレール平田はやっております。また、南濃の道の駅につきましては、まだ建って1年でございますので、この分については財源を人件費等に充てて、新年度予算につきましては、償還金分を計上させていただいたということでございます。

それから、抜けておりますのは担当課長の方から説明いたします。

議長（水谷武博君） 水谷農林振興課長。

産業経済部農林振興課長（水谷明寛君） 永田議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

先ほど部長の方から答弁申し上げました点につきましては省かせていただきますが、まず月見の里南濃の農産物でございますけれども、切れた場合というようなことですが、それは当駅の日々雇用職員がおりまして、駅長以下でございますけれども、その農産物の出荷協議会等の面々に、切れたときには随時連絡をして行っております。

それからもう1点でございますが、起債の償還という点がございました。月見の里につきましては、起債の償還がございます。何年からということでございまして、平成17年度、今

年度でございますけれども、利子の方が発生し始めまして、18年度も利息のみでございます。19年度から元金が発生いたしまして、平成36年度まででございますけれども、起債の償還が続きます。

あと売り上げ等でございますが、年度中途でございますので、クレール平田につきましては農産物の関係でございますけれども、16年度実績でお許し願いたいと思います。16年度の直売の農産物でございますけれども、3億3,100万ほどでございます。それで、月見の里につきましては、16年の12月にオープンしておりますから、ちょうど1年は過ぎておりますので、月見の里につきましては、農産物でございますけれども、約1億1,500万ほどでございます。ということで、農産物の売り上げでございますが、御報告にかえさせていただきたいと思っております。以上でございます。

6番（永田武秀君） 償還の額だけ教えてください。

産業経済部農林振興課長（水谷明寛君） 元金は平成19年度から平成36年度まででございます。利息は17年度から始まっておりますので、17年度から平成36年度まででございます。額でございますが、単年度ごと合計が出ておりませんで申しわけございません。19年度は元利で1,804万1,491円、それからあと元利均等でございますので、単年度ごとでございますけれども元利で4,288万944円と、元利合計でございますが、最終年度だけが、平成36年度でございますけれども2,144万464円と、あとは元利均等で4,288万944円でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 永田武秀君。

6番（永田武秀君） 今、私の聞き方も悪かったでいけないんですけれども、クレール平田の場合は、聞くところによりますと、自己財源で建てられたので起債がないというふうに聞いておりますので、したがって、毎年何がしかの利益が出て、それが今課長や部長さんの説明によれば、積立金や基金になっておるといふふうにお聞きしたわけでありますけれども、そういうふうな、要するに特別会計としては、どちらかといえば健全経営をされておると私は理解するわけでありますけれども、そうなってくると、当初予算の今年度なんかの190何万何千の一般会計からの繰入金当初から計上する必要があるのかなのか。私は、ある意味では、このクレール平田の中にどれだけの基金があるのかわかりませんが、ある程度蓄えがあるとすれば、例えば海津苑なんかでもそうでしたけど、非常に厳しいときだけ補正予算を12月なり3月に組んで応援をしていって、それまでは何とか当初予算ではその財源だけでやりくりをしていくというような運営をされてきたわけでありますけれども、私はこの道の駅も、南濃の場合ですと、お聞きしておると、いわゆる起債の利息やら償還分が初年度でもあるし、恐らくこのままいけばどうしても不足が出てくるということから、当初予算から一般会計からの繰り入れを予算計上することはやむを得ないかなあという

ふうに思いますけれども、クレール平田の場合は、この案に私は反対するわけではありませんので、そういった意見も参考にしながら、こういった会計処理の仕方をいま一度考えていただく必要があるのかなあと、こういう提案をいたしたいと思いますので、それについて、南濃の場合はもう明らかに足りないということで、言葉は悪いですけど、その部分は経営上は三角ということですから、これはやむを得んにしても、クレール平田は、お聞きしておるところによれば、黒字で市の方から財政補てんをしなきゃいけないということはどうかかなあと、こんなふうに思っておりますので、そのことについて2点お答えをいただきたいと、こんなふうに思っております。

議長（水谷武博君） 水谷農林振興課長。

産業経済部農林振興課長（水谷明寛君） 先ほどの永田議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

クレール平田につきましてでございますけれども、営業の利益でございます。確かに具体的にはあれですけれども、出ておりますが、道の駅の設置目的といいますか、当初からでございますけれども、クレール平田につきましては、土地も占用させていただいたり、建物も借金もせず建設された状況でございますので、借地料とか借金はございませんですが、ただ、公共性のある道の駅ということで、トイレ、駐車場等々でございますけれども、そちらの公益性のものでございますが、そちらにもトイレトーパー、保守点検料というか、全部の経費ではございませんけれども、一部そういうようなサービス面も踏まえまして、公共性のある分につきまして繰り入れをお願いしておる次第でございます。ひとつよろしく願いたいいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 永田武秀君。

6番（永田武秀君） 今、繰入金の性格について、課長の答弁は、僕はわかったようでわかんのやけれども、要するに特別会計である限り、これは市のものですから、別にわざわざ、トイレト分が何か知りませんよ、その190何万を一般会計から繰入金として入れる必要があるかどうかということは、僕は今の理由からいえば、ここが経営が苦しいならば当然一般会計の繰り入れはやるべきだと思いますけれども、一説によれば、九千何百万かの基金があると聞いておるのに、そういう状況があるとすれば、わずかな金額ですから、逆に言えば、クレール平田が健全経営であることをより見せるためには、一般会計からのわずかな繰り入れはない方が私たちに対してはわかりやすいんじゃないかという思いがいたしますので、これをきょうどうこうということは申しませんが、一応こういう意見もあったということ参考にしながら、今後、予算等の編成をお願いできたらという希望を申し上げます。

それから最後に、ぜひお願いしたい点を、質問やらお願いでありますけれども、当然非常に暗い、厳しい厳しいという財政の中で、やはりどちらかといえば、一生懸命やればプラス要素が出てくるというのがこういう道の駅だとか、温泉だとか、そういったところではないかなあという思いがいたしております。

そこで、本当にそこで働く人たちには一生懸命利益を上げるようにより一層頑張っていたきたいとは思いますが、その中でぜひ私も感じておることを申し上げ、また答弁していただきたいと思っております。

特に農産物やら物産、これはあくまでお店でありますので、できるだけ魅力ある商品、今部長がおっしゃったように、新鮮な野菜もどしどしと出していきたいと、こんなふうに思っております。

それからもう1点、海津市もまさしく合併して、今までは平田町のクレール平田、南濃町の月見の里南濃ですが、こういう名前それぞれ町のカラーがあってこの道の駅が運営されてきたわけでありまして、市になって、18年度から市民みんなが同じように平田の店へも出品できる、南濃へも出せる、あるいは平田の方の特産品が南濃町へ出せる、それから南濃の方のミカンやカキが、当然今出ているかもわかりませんが、平田町にも出せるというふうにできれば、今までは、聞くところによると、町村の壁によって、その手数料なんかも違っておったようでありまして、農産物についても、物産についても、ぜひ市民である限り同じ条件で、同じような状態で、手数料等も含めまして、出品して、そしてみんながそこで潤うような店になるように何とかお願いしたいなあという思いがいたしておりますので、堀田議員のおっしゃったようなことも、そういうことでなくなればひょっとしたら解消されるのかなあという思いがいたしておりますので、そういった意味で、一つの町村の壁を乗り越えた道の駅の経営をぜひお願いしたい。要望と質問にかえて質問を終わりたいと思っております。それについて一応答弁だけお願いしたいと思っております。

議長（水谷武博君） 菱田産業経済部長。

産業経済部長（菱田輝由君） 農産物につきましては、それぞれ勉強会をしております。そして今、いろんな安心・安全ということから、農薬の使い方等についても、農業者を集めて、二月か三月置きぐらいに勉強会をしております。新鮮なもの、安心・安全を期して、皆さんに来ていただくということで、一生懸命鋭意努力いたしております。

また、農産物、あるいは物産について、合併したんだから、市のだれでもいいんじゃないか、持ってこれる人は持ってきてほしいという話でございますが、旧町時代からも、海津からも南濃からもクレールについては入っていただいております。ただし、入っていただくについても、スペースが決められたスペースでございますので、どしどし入っていただいても置くところがないということもあり得るということでございます。また、時期のものについ

て、ミカンの時期であればミカンも時には出してもらおうというようなことでありますので、それは協議会の方に入っていただくなり、またうちと契約するということで、限られたスペースでできる限りのことをやっていきたいと。これは南濃の道の駅についても同じでございますが、それぞれ契約ということもございます。クレールにつきましては、この3年で一応3年の契約が切れます。今更新をしております。それから道の駅については、1年たちましたけど、当初5年間という契約がございましたので、そこらあたりも見ていきたいということをおもっています。

数多くの消費者の方に来ていただいて、どんどん利用していただくということをおもっておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 服部 寿君。

11番（服部 寿君） 道の駅月見の里のことでございますが、永田議員もおっしゃいましたように、一般会計からの、この後も17年度の補正で出てきますけれども、減額補正 700万されるということは、今議題は違いますが、星野議員もおっしゃられた、見込みが甘かったんじゃないかと。17年度、1年たっていないもんですから減額しなくちゃいけないということですが、当初、この18年度どうかというと、一般会計から 1,300万、当然最初から持ち出しという形をとっております。これも果たして 1,300万で済むかなあという心配をするわけです。

と申しますのは、今、部長も答弁でおっしゃられましたけれども、5年間の契約があるからといって、農産物、現に私も見せていただきましたけれども、平田はそのふうでは補充もされますけれども、南濃に限っては、野菜部門、本当に申しわけないですけども、お恥づかしい限りだと思ひます。当然出店されておるものに関しても、私も農家ですからわかりますが、価格も当然違いますし、物自体も違います。というのは、5年間の契約であって、旧海津、旧平田からは出店できない。物が持っていけない。南濃町さんは、申しわけない、畑どころじゃありませんので、野菜に関してはちょっと産地が少ないかなあという感じがしています。当然果樹部門は本場でありますのでありますけれども、果たしてこの 1,300万を当初から入れさせていただいて、その5年間という契約の中で、特別会計ですから、どうやって企業努力をして利益を生んでいくか。6億の起債を19年度から返していく 4,000万何ぼ。当然これは、今からいうと 1,300万プラス 4,000万の一般会計からの繰り入れだと私は思ひます。今のままでいくと、申しわけないですけども、見込み不足、見込み不足で、また18年度年末に減額補正を一般会計から繰り入れをしなくちゃいけない状況になるんじゃないでしょうか。今申されました、立田にもできました。我が海津からも立田へは行かれる

んですよ。僕のところもありますし、親戚も行っておりますけれども、羽島からも立田へ行くとか。今クレールはしょっちゅう行っておるんですが、しかしながら、南濃町へ行くという声は聞かないんですよ。申しわけない。本当に何度も言いますが、見込みが甘かったんじゃないかと。そして僕は何度も言っていますが、土地の借地料を1,000万も毎年出していくと、このこと自体も果たしてこれでいいんだろうかと。

市長が所信でも述べられたように、財政難で行財政改革をされるということに関して、当然建てたものは維持していかなくちゃいけません。そして今、観光の駐車場、またトイレ等、観光案内、これは道の駅の使命でございますのでいいんですが、しかしながら1,300万の一般会計の繰り入れ、プラスアルファをこれからもし続けなくちゃいけないということで、ですから、私が言っています、5年間の契約期間があるといえども、これは親方日の丸であってはいけません。平田からのノウハウを入れていただいて、野菜を補充するなり、もっと豊富に陳列するなりしてお客様を呼び込まなくちゃいけない。隣にありますグリーンセンターは農協の組合員ならだれでも出せます。そこには豊富な野菜があると聞いておりますし、6億の起債を借りて建てた道の駅をこれから運営していかなくちゃいけない海津市にとって、お荷物になってはいけません。逆に言うと、もうけを生んでいただいて、一般会計ないし基金として積んでいただくような施設にしていかななくてはならないんじゃないかと思しますので、その点も踏まえまして答弁をいただきたいと思ます。

議長（水谷武博君） 水谷農林振興課長。

産業経済部農林振興課長（水谷明寛君） 服部議員の先ほどの御質問にお答えいたします。

月見の里南濃の道の駅でございますけれども、確かに農産物でございますが、平成16年12月開駅しまして、それから1年たちました。先ほど申し上げましたとおり、農産物につきましては1億1,500万の売り上げということで、当初予算的に見ておりましたのは1億3,200万ほど目標を持っておりました。その農産物の販売、出荷計画等でございますけれども、再度見直しをいたしまして、その中で、その農産物の、これはあくまで18年度予算ということになるんですけれども、これから1年でございますので、それに対する販売の目標を、昨年度でございますが、1億3,200万を1億3,800万でございますけれども、実績が1億1,500万ということで下回っておりますので、まことに申しわけなく思っておりますが、そのほかでございますけれども、平成17年の1月からでございますが、特に加工部門でございますけれども、そちらのメニューでございますが、市になりまして、3月28日ですから4月からということになりますけれども、その加工製品につきまして、ジャムでもいろいろあるんですが、その加工製品を工夫して販売をさせていただいております。それで、単純な17年度の売り上げですが、加工製品、新商品だけでございますが、わずかでございますけれども、一応店頭販売の方につきましては114万ほど。それから、さらには店頭販売、加工製品でござい

ますので、売り場が決められております。ということで、第1と第3の週には店頭販売等を行っております。それにつきましては約97万ほど。新しい加工製品ということで努力してまいっております。今後もそういう売れ筋の加工製品をどんどん開発していただきながら、道の駅の利益につながるように努力してまいりますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思っております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 服部 寿君。

11番（服部 寿君） 部長と課長さんに答弁いただきまして、契約期間等の、これはもう私の前の産業建設のときも話題になっておりました。南濃町におきましても、3年の契約を見直すこともどうかと。そして今申した南濃町の方で5年契約を見直さないと、今、例えば農産物を持っていくことができない話なんですけれども、1億3,000万の中に1億1,000万の売り上げがあったということですから、それで満足するんじゃないかと、契約は5年でありまして、それを堅持するよりも、もっと改革を、市長おっしゃいます本当に行財政改革するためには、そのとき決められた組合員さんの中でも、やはり道の駅があって皆さんがありますよということ、これがなくなるとは、なくなることはありませんけれども、その観点から、やはり契約を見直す方がより売り上げになるんじゃないかと、これは一つ提案させていただきますので、御協議いただきたいと思います。また、ほかの加工品等、またテナントの収入減自体も補正で載ってきますけれども、やはりそういうふうでは見通しということもありますので、あそこへ行ったら野菜もいいし加工品もいいし、何もいいなあというふうに、岐阜県下幾つかある中で、平田に次ぐ第2の駅として、海津市も二つ持っておるというふうに自負できるような施設であっていただきたいということで、申しました1,000万の借地料のこともそうですが、含めて努力をしないと、市税が大変よく上がってくるということで市長さんも万々歳ならばいいんですけれども、大変厳しい折でございますので、より一層企業努力といいますが、それを参考にされて運営をしていっていただきたいと思っておりますので、質問を終わります。

議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないようでございます。したがって、議案第4号、議案第5号の質疑を終結いたします。

続きまして日程第8、議案第6号 平成18年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第9、議案第7号 平成18年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計予算についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第10、議案第8号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計予算についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 山田 勝議員。

9番（山田 勝君） 20ページですけど、葬祭費に関して、どういう観点からこういう予算が組まれたのかということ。葬祭の前ですけど、出産育児一時金については、ある程度生まれる人が多いという判断をされたということで理解できるんですが、葬祭費の中で2万円増額ということは、どのような観点からこういう数字を出されたのか。単なる帳じり合わせなのか、その点も含めて教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（水谷武博君） 大倉市民福祉部長。

市民福祉部長（大倉富夫君） 出産育児金のことの御質問もございましたが、特に葬祭費につきましては、過去のデータ等を見まして上げておるわけでございまして、内容等につきましては市民課長から申し上げます。

議長（水谷武博君） 市民課長。

市民福祉部市民課長（安藤 勉君） お答えいたします。

先ほど部長が申しあげましたように、実績を踏まえての数字でございまして、2万円の増でございますが、234件を見込ませていただいたの2万円の増という結果になったわけでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第11、議案第9号 平成18年度海津市老人保健特別会計予算についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第12、議案第10号 平成18年度海津市介護保険特別会計予算についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） 1点、金額については後ほど条例の方がありますので、そちらの方でお願いしたいと思いますので、今回、この介護保険で新予防給付、要は包括支援センター、この4月からというふうに言われておりますね。その中で要介護1の方が、そのうちの要支援2になる方が7割ぐらいと言われておりますけれども、その7割ぐらいの方の受けるサービスというのが限られてくるというふうに言われていると思うんです。どうしても介護の給付をできるだけ減らすためにこの新予防給付というのができるわけですから、要支援になったら今まで受けていたサービスはだんだんと受けられなくなってくるのではないのでしょうか。このところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（水谷武博君） 大倉市民福祉部長。

市民福祉部長（大倉富夫君） 介護保険の今回の改正等を含めての御質問でございましたんですが、今回、地域包括支援センターができますのは、当然目的としましては、介護保険がどんどんどんどん上へ伸びていくというような中で、どうしたら抑制できるかというようなことでの一端だと思っております。そんな中で今回見直しがされるということでございますが、今の70%という話につきましては、十分承知しておりませんので、担当課長の方で御説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

議長（水谷武博君） 谷高齢福祉課長。

市民福祉部参事兼高齢福祉課長（谷 芳和君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

要介護から要支援1に行くことはないと思いますが、要支援2に行く割合ですけれども、これは実際に審査会を開いてみないとわからないことだというふうに私は思っております。約3割ぐらいの方が要介護2に行くのではないかと、これは予想でございますので、ちょっと実績を見てみないと何とも言えないというのが実情かというふうに思います。そこらあたりのところは私も何とも言えないというところで御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） 7割ですよ、要支援2になる人の、多分と言われているのは。ただ、この海津市でどれだけあるかというのはまだわからないというふうな御答弁でしたが、要支援になったから今まで受けていたサービスが受けられなくなるように、ぜひともそ

れは心してやっていただきたい。本当に実際今度の保険のあれでも、保険料自体が上がります。実際、負担は能力に応じて払っていただく、そして給付は平等に、本当に必要な人のところに必要なサービスが行くようにというのがやはり社会保障制度の本当に大事な部分だと思いますので、ぜひ切り捨てるようなことがないようにということを申し上げまして、質問を終わります。

議長（水谷武博君） そのほかにございせんか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 飯田 洋君。

10番（飯田 洋君） 私も今の関連の、地域支援事業のうちの新しい介護予防事業についてお尋ねをするんですけども、みずから介護認定の申請をして介護認定を受けた方はいいんですけども、今度の新しい介護予防事業の方でこういった介護、要支援なり介護1なり、あるいは5になる人の予備軍といたしますか、これの対象になる特別高齢者の把握について、どのような形でこういった事業の対象になる方を把握されるのか。

また、ここに委託費が上がっておるということは、社協等にこの事業を委託されることになるかと思うんですけども、体の悪い方ということは、これは個人情報になるかと思うんですけども、こういったもののクリアの仕方もどのようなことで考えてみえるのか、お尋ねいたします。

議長（水谷武博君） 谷高齢福祉課長。

市民福祉部参事兼高齢福祉課長（谷 芳和君） まず介護予防事業の件でございますが、介護予防事業を行う対象の方といたしますのは、要支援1・2の方でございます。それから、もう一つは要支援に行く前の方、特定高齢者と言われる方でございます。特定高齢者と申しますのは、大体65歳以上の人口の5%を上限にすればすべて含まれるだろうというふうに国の方は言っておるわけですが、3%ないし4%ぐらいの方の中から特定高齢者というのを把握して、そしてこの介護予防事業を実施していただくということでございます。その予防事業を遂行していただくところにかかわっていきますのが、包括支援センターという機関になるかというふうに思います。

それで、どうして介護予防事業の特定高齢者の方を把握していくのかということでございますが、これにつきましては、いわゆる現在の老人保健事業の再編という、その中で見ていくわけでございますが、一応こちらの方で実態調査というのを実施していきます。これがその包括支援センターの中でこういう事業を行っていきます。今までの行っていた実態把握というのとそんなに変わらない方法で特定高齢者の方を把握していくということでございます。

そして、これにつきましては、一応包括的地域支援事業の中で行ってまいりますので、現

在予定しておりますのは、社会福祉協議会さんの方に委託をしていきたいというふうで、予算の計上も委託料という形で上げさせていただいております。

当然そこには情報というものが集中をしております。この情報の管理でございますが、これはもう厳重に管理をしていくというのは当然であります。この管理に携わっていく方、マネジメントしていく方が包括支援センターの職員ということになるかと思っております。法律上守秘義務というのは明記されておりますので、個人的にはそういう法律上の守秘義務。それから、ロッカー等についてはかぎのかかったロッカーにしてください。そして相談業務については、相談室で情報の漏れないように行いなさいというマニュアルがありますので、そちらのマニュアルに沿って進めていきたいというふうに思っております。

ちょっと答弁で落としておったのがありましたら、もう一度お願いしたいと思っております。今のところ、一応以上の答弁とさせていただきます。

議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 星野勇生君。

17番（星野勇生君） 介護保険については、当初にあるように3期目を迎えております。国の準則、国の法がどんどん変わって、いろいろなものが入ってきて、私自身もよくわからんと申し上げた方がいいのかな。ただ、当初に、市長の所信表明の中にもあるように、第3期介護保険事業計画、これがベースで今回の予算を組まれておると思っておりますので、議長、なかなかこういったものには議員が目を通すことができない。したがって、私の一存でございますが、この計画書を議員に配付せよ、こう申し上げたいんですが、いかがでしょうか。

議長（水谷武博君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（大倉富夫君） 今御指摘については当然でございますが、まだ業者の契約期間になっておまして、製本ができていませんので、でき次第配りたいと思っております。よろしくお願いしたいと思っております。

議長（水谷武博君） 星野議員、それでよろしいですか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） はい、星野議員。

17番（星野勇生君） この後の補正予算で出てくるかなあと、予想の範囲内。

保険料がどんどん上がってきました。当初の見込み違いは否めない事実だろうと思っております。海津郡3町の保険料の設定が、最初から、2回目のときに既に危うい状況になっておった。だから、想定外だと言えどもまたお笑いになるかもわからんけど、想定外というのは、計画の中での横持ちの部分がふえてきておる。そうじゃないんでしょうかね。当初の計画どおりをサービスとして提供しておれば、そんなにアップはしない。ただ、国の法がどんどん変

わっていった、プラスアルファをつけちゃったサービスをするからこういうことになるんじゃないかな。だから、基本的には計画をやはり熟知して、その計画の中での間違いを議員も精査する必要があると思いますので、部長、よろしくお願いします。早期をお願いします。

議長（水谷武博君） そのほかにございますか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第13、議案第11号 平成18年度海津市下水道事業特別会計予算についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 福井恭平君。

7番（福井恭平君） それではお願いいたします。

朝の市長の御説明の中で、公共下水道、平成17年度に平田地区は完了する。17年度末現在で海津地区は50%、南濃地区は65%という説明がありました。整備状況ということは、まだ上の方の説明の中で、使用開始可能な状況になったというふうに理解しておりますが、実際、平田、海津、南濃、この状況のもとでどれだけ本管に接続して、各家庭が下水道として使用しているか、そのパーセンテージがわかれば教えていただきたいと思います。

下水道会計に本予算から1割近いお金が繰り入れられるという、非常に膨大な金が入っております。少しでも特別会計に使用料として収入として入るようになるためには、工事を進めることももちろん大事だけれども、本管につないで実際に供用が開始されることが大事だと思いますので、そのあたりの状況を教えていただきたいと思います。

議長（水谷武博君） 高木水道環境部長。

水道環境部長（高木謙次君） 福井議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

平田は17年度で整備は終わったと。それから海津は50%、南濃は65%の整備率ということでございまして、供用開始を始めた接続率に関しましては、海津市全体で57%が接続をしておるとございまして、細部の細かい旧町ごとのことに関しましては、担当課長の方から説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

議長（水谷武博君） 高木下水道課長。

水道環境部下水道課長（高木武夫君） すみません、ちょっとお時間をいただきたいと思えます。申しわけございません。

議長（水谷武博君） 福井恭平君、調査は後で、ほかの質問を受けてもよろしゅうございませうか。

7番（福井恭平君） はい、後でまた。

議長（水谷武博君） そのほかに質疑ございますか。

福井議員に申し上げます。答弁は後でよろしいですか。議事進行してもよろしいですか。またその場をつくりませんが。

〔「再質問をお願いします」と7番議員の声あり〕

議長（水谷武博君） じゃあ再質問をどうぞ。

7番（福井恭平君） 今の使用料のことなんですけれども、本年度の使用料の予測というか、予定が書いてあるわけなんですけれども、今57%の接続率ということでしたけれども、本年度どの程度接続率をアップして、使用料をどの程度確保しようというもとでこの計算をされたのか。57%のままで計算されたのか、それとも10%ぐらいアップさせて使用料を見込んでおられるのか、そのあたりもお願いいたします。以上です。

議長（水谷武博君） 高木水道環境部長。

水道環境部長（高木謙次君） 使用料に関しましては、前年度実績に基づき、整備率等がかんがみて、少し上乘せした数字を上げておりますので、よろしく申し上げます。

議長（水谷武博君） 高木下水道課長。

水道環境部下水道課長（高木武夫君） 申しわけございません、水洗化率でございますが、細かく報告させていただきます。海津浄化センターでございますが、12月30日現在44.4%、北部の浄化センター92.2%、中南部浄化センターで68%、集落排水でございますが、志津の浄化センターで94.1%、駒野新田の浄化センターで80.6%、それから今尾の浄化センターで21.3%、三郷の浄化センターで75.1%、野寺の浄化センター管内で42.7%、高田西島の浄化センター管内で75.8%、平均で56.5%でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 福井恭平君。

7番（福井恭平君） それでは、最後の質問をさせていただきます。

今説明をいただきましたけれども、90何%というと非常に高い地域もございまして、20%台の低い状況のところもあるようです。いろいろ住民の皆さんからの声を聞きますと、本当は接続をしたいんだけど、家の状況によって工事費が物すごくかかるところがあるようです。5万、6万でできるおうちもあるようですし、極端な例だと、50万、60万、100万近いお金がかかるというような話も聞きます。今、使用料、昨年より若干上乘せというようなお話でしたけれども、若干ということでは企業会計としては非常に寂しい限りですので、毎年5%なり6%なりアップさせるという方向で行かないと、企業会計の姿としては正しいものではないと思いますので、お金のかかることで非常に難しいとは思いますが、できるだけ接続率、実際に供用されるうちが一軒でもふえるよう、いろいろな手を使って何とか上げていただきたいと思います。具体的な方法がもしあれば、教えていただきたいと思います。

ます。以上です。

議長（水谷武博君） 高木下水道課長。

水道環境部下水道課長（高木武夫君） 接続の推進につきましては、来年度でございますが、未接続調査という施設の台帳をつくりまして、個々に状況を分析いたしまして、できる限り接続のお願いに回りたいというふうに考えております。

議長（水谷武博君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第14、議案第12号 平成18年度海津市水道事業会計予算についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 星野勇生君。

17番（星野勇生君） 水道事業会計をいただきました。25ページをお開きいただきたく思う。これは市長の所信表明演説の中です。南濃地域の上水道事業の完了、これは旧南濃町が将来上水道に移管するという事業の完了であったと思う。ところが、その後、言葉じりをとらえて大変恐縮ですが、良質な水の安全供給に努めます。簡易水道から上水になると良質なのか、それならもともと簡易水道は悪いのかという話がありますが、今私の地元で話題になっておりますが、簡易水道の廃止に伴って上水へ移行すると、安定供給がすべて可能かどうか、これをお答えいただきたく思います。

議長（水谷武博君） 高木水道環境部長。

水道環境部長（高木謙次君） 今、星野議員さんからの御質問でございますが、平成17年度に簡易水道を上水道へ移行するというようなことで地元の役員等ともお話をさせていただいた中で、一部安定供給に欠けておるところがあるのではというような御質問等をいただき、17年度、今年度の一部その地区の調査をさせていただいたというような例もございます。そんな関係で、調査の結果で幾分か配水量が少ないというようなこともわかってきておるということでございますので、新年度ですが、旧南濃町地区全体の水源を調査させていただいて、その地区の配水池の規模を決めさせていただいて今後進めていきたい、こんなことを思っておるわけでございます。

なお、今言われました良質な水ということに関してでございますが、当然上水道も簡易水道も同じような水でございます。そこらあたりはちょっと御無礼させていただきたいなど、こんなことを思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔「議長、産建委員でもいいわけだね」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 今気がつきまして、まことに申しわけございません。議長の責任で発言を許可したのが私の間違いでございました。おわびします。まことに申しわけございません。皆様におわびを申し上げます。私が許可したのが間違いでございますので、答弁は聞きましたが、大変申しわけありません。特に山田議員には申しわけない、とめておいて。

お許しをいただきたいと思います。前に進ませていただきます。その前に、星野議員、気をつけてください。

そのほかにご覧いませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） はい、川瀬議員。

4番（川瀬厚美君） 以前こんなことをお聞きしたんです。各水道によって、もとの水道が出る量と実際の使用された量とすごく差があるということを知ったんですが、各水道によって何か原因があるのか。

また、この間、南濃町のあるところで、メーターを全部かえたら、水道料金を余計出さんならんようになったと。メーターによって鈍くなっているのか、それともどこか漏れておるのか、そういう原因というのはつかんでみえるのか、つかんでみえないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（水谷武博君） 館水道課長。

水道環境部水道課長（館 尋正君） それでは川瀬議員の御質問にお答えします。

水源によりましては、配水量で水を送るメーターを讀んでおります。それと、有収水量といいまして、メーターから讀んだ数字で比較しまして、御存じのように有収率というふうに出しておりますが、海津市の場合80%弱、78か79くらいでございますが、確かに今は平田が割合よくて83か84行っておりますけど、海津と南濃が76とか78という数字がございます。それに関しまして、漏水とか、ほかに消火栓で使われたとか、いろんなことに使ってみえますので、そういうのもございます。それと、メーターをかえたもんでたくさん出るとか、そういう意味じゃなくて、メーターの場合、通常、メーカーなんかに聞きますと、古く使っているほど歯車が減って出が悪くなるというようなことで、私の方、過去の経験でいろいろありましたが、メーターによりまして、能力以上に使われるところに普通のメーターをつけておきますと、やはり歯車の関係で、メーターがよく出るということではなくて、逆に出ないというようなことであります。それと、御存じのように、メーターにつきましては、計量法で8年満期と定められておりますので、そのように取りかえをしておりますので、たまたまひよっとしたら南濃さんの場合は忘れてみえたところもあったかもわかりませんが、通常、メーターをかえたから多くなったとかなんとかという意味ではないと解しておりますので、よろしく願います。

議長（水谷武博君） そのほかありますか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 川瀬議員。

4番（川瀬厚美君） 20%ぐらいが大体漏水とか消火栓とかということが考えられるわけですか。

議長（水谷武博君） 館水道課長。

水道環境部水道課長（館 尋正君） はい。やはり漏水とか、消火栓でお使いになったとか、一部ほかのものに使ってみえたとかということで、過去、いいところだと、私の経験でいきますと八十五、六のときもございましたが、それと全体的に最近やはり伸び率が横ばいということで、やはり出しておる分を使っていただく分の方が有収率は過去の経験からいくとよかったかなあとっておるんですが、やはり最近ちょっとお使いになっているのが横ばいということで、あまり有収率も改善されておりませんので、なるべく漏水とかそういうところを防ぐように点検しながら、修繕の方も早く進めながら進めたいと思っております。また、議員の先生なんかも、お気づきの点がございましたら、ちょっと漏れておるところがありましたら、またお知らせ願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（水谷武博君） そのほかにございますか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第15、議案第13号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 山田 勝君。

9番（山田 勝君） ちょっとわからないということで理解しかねるんですが、32ページですけど、企業債の償還終期というのは、あと2年、18年入れて3年ということですが、この利率についてちょっとお尋ねしますが、いかにもこの4.8%というのは高いような気がするんですが、当初はそれでよかったと思うんですが、こういったものは借りかえとか、低利の方へというようなことは、もう先が知れておるで、このまま高利を払っていかれるということなのか、変えられないのかということも含めて答弁していただきたいと思いますが、お願いします。

議長（水谷武博君） 福田財政課長。

総務部財政課長（福田政春君） 市債につきましては、この社会福祉施設の事業債につきましては、当時、政府の資金で借りておるものですから、20数年前の借入利率につきましては

は、4%、5%、ないし7%近くの借入利率で借りておるとい状況でございます。その中で政府資金につきましては繰り上げ償還がなかなか認められない状態でございます、最終償還が終わるまでは当時の借入条件にて償還をしなければならないということでございますので、現状の利率と相当な借入条件についても差がございますけれども、これはやむを得ないものと思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 山田 勝君。

9番（山田 勝君） すべてのこういったもの、借り受ける場合に、利率が高い方から安い方へ借りかえるというような制度があるんですが、この場合は絶対だめということなんですか。

議長（水谷武博君） 福田財政課長。

総務部財政課長（福田政春君） 政府資金につきましては、借りかえというのが認められておりませんので、よほど、例えば企業においては赤字経営が続くという場合のみ特別に借りかえ並びに繰り上げ償還等が認められておるとい状況ですので、当市におきましては、今のところは借りかえ等についてはできないものということで、最終年度まで償還をしていくという状況でございます。

なお、借入先によりましては、縁故資金、一般の銀行等の借り入れにつきましては、この分につきましては、先方の借入先との合意によりまして繰り上げ償還等の認められることはございますけれども、政府資金につきましては、借りかえ、繰り上げ償還等がなかなか認められないというところがございますので、よろしくお願いたします。

議長（水谷武博君） そのほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） ほかに質疑がないものと認めます。よって質疑を終結いたします。

続きまして日程第16、議案第14号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計予算についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第17、議案第15号 平成18年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第18、議案第16号 平成18年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第19、議案第17号 平成18年度海津市羽沢財産区会計予算についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第20、議案第18号 平成17年度海津市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第21、議案第19号 平成17年度海津市海津苑運営特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第22、議案第20号 平成17年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第23、議案第21号 平成17年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第24、議案第22号 平成17年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第25、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、平成17年度海津市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。討論を省略して、採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、平成17年度海津市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、平成17年度海津市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして日程第26、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、南濃衛生施設利用事務組合同規約の一部を改正する規約についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りをします。討論を省略して、採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、南濃衛生施設利用事務組合同規約の一部を改正する規約については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、南濃衛生施設利用事務組合同規約の一部を改正する規約については、原案のと

おり承認することに決定いたしました。

続きまして日程第27、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、南濃衛生施設利用事務組合から上石津町を脱退させることに伴う同組合の財産処分についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りをします。討論を省略して、採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

お諮りをします。報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、南濃衛生施設利用事務組合から上石津町を脱退させることに伴う同組合の財産処分については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、南濃衛生施設利用事務組合から上石津町を脱退させることに伴う同組合の財産処分については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして日程第28、議案第23号 海津市内部組織設置条例の一部を改正する等の条例についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第29、議案第24号 海津市副収入役設置条例についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第30、議案第25号 海津市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第31、議案第26号 海津市多目的集会施設・農業研修施設等条例の一部を

改正する条例についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第32、議案第27号 海津市防災会議条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 星野勇生君。

17番（星野勇生君） 幼稚な質問です。大変恐縮ですが、32ページの新旧対照表の中で、今回の改正は、「市長が任命する者」、それが「市長が委嘱する者」、これは県の知事の部局の職員、そんなふうに定めておりますが、どう変わるのか教えてください。

議長（水谷武博君） 田中消防長。

消防長（田中俊澄君） お答え申し上げます。

任命と委嘱の差異でございますけれども、辞令の交付の関係もございまして、委嘱ということで、市長さんがお願いをするという形でございます。よろしく願いいたします。

議長（水谷武博君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第33、議案第28号 海津市国民保護協議会条例についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） 私はこの委員会に属してはいますけれども、この条例を上程されるに当たっての質問をしたいと思っております。

私、西濃憲法集会2006年実行委員会の実行委員長からの要望書を市長、そして議長にお渡ししてあります。それもありますので、1点だけお聞かせ願いたいと思うんですけれども…
…。

議長（水谷武博君） その前にそういうことが提出されておりましたので、所属委員会ではございますが、質問を認めます。

2番（堀田みつ子君） ありがとうございます。

それでは、この条例制定は、義務・強制ではないと法律家の方からお聞きしております。この条例制定をしないとどんな問題があるのか、制定しなかったことで不利益をこうむるの

か、その1点についてお尋ねします。

議長（水谷武博君） 田中消防長。

消防長（田中俊澄君） お答え申し上げます。

不利益と申しますか、この法律の国民保護法制定の目的でございますけれども、武力攻撃等という事態対処法がございます。ただその中には、もう1点、災害的などが、テロ的なこととか、炭疽菌とか、サリンとか、そういったものの災害からも国民・市民を避難させる、そして救助する。その前にそれなりの備えをしての、対処をしておいてのことでございますけれども、今申しましたような人命救助、安全に市民・国民を安全な場所へ早期に避難させる。そして当地でのそういった災害的なことがございましたら、その後の復旧等、こういったこともかんがみまして、平時からの備え等もしておくということも一つの目的でございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） 今、不利益をこうむるのかとお聞きしました。でもそのことに対してはお答えがなかったように思います。特に不利益をこうむる、こういうふうにしなさいというふうな義務規定ではないと思います。それから、本当に出すんだったら、災害救助という観点のみの条例制定というなわかります。平和憲法9条を持つこの国で、実際に武力攻撃の相手をつくるような法律が本当に必要なのかということを疑問に思っておりますので、そのことを申し上げまして、質問にかえさせていただきます。

議長（水谷武博君） そのほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第34、議案第29号 海津市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第35、議案第30号 海津市職員定数条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第36、議案第31号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する

る条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第37、議案第32号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第38、議案第33号 海津市職員の特殊勤務手当に関する条例についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第39、議案第34号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第40、議案第35号 海津市基金条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第41、議案第36号 海津市教職員住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第42、議案第37号 海津市公民館条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） はい、堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） 北部の公民館が廃止されるということで、この備品とかをどこへ持っていられるのかということをお聞かせ願いたいと思います。もしかして、要望として、ピアノを新しいプラザしもたどの西側にできれば持って行ってほしいというような要望が出ているのではないかと思いますけれども、すみません、よろしくお願いします。

議長（水谷武博君） 菱田教育次長。

教育次長（菱田秀明君） 今度4月から南濃の北部の公民館廃止につきまして、それ以降に取り壊すということでこの条例を上げさせていただいております。

今御質問は、ピアノとか、使えるものについてはということですね。今担当課長が参りましたので、それについて答えさせますので、よろしくお願いします。

議長（水谷武博君） 日比社会教育文化課長。

社会教育文化課長（日比正廣君） 現在、北部公民館で行われておりますピアノ等使用する講座につきましては、現在、どの場所ということで検討中でございます。まだこの場所ということが決まっておりません。やはりグランドピアノ等も使用されておりますので、そういったスペースを当然とりますし、グランドピアノを置けばピアノの講座等の専属の部屋になりますので、その点考慮して決めていきたいということを考えております。よろしくお願いします。

議長（水谷武博君） そのほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 星野勇生君。

17番（星野勇生君） 堀田議員の関連でございます。既に3月31日をもって閉館する、そんな通達を出されておりますね。ここへ来て、まだその対応に検討中とはいかがなものでしょうか。いわゆる講座でございます。時の流れの中で、音の出るものという制約をつけて公民館の2階の開放をお願いしてきました。いつまで待ったらその結論が出るのでしょうか。これ1点。

それから、皆さん方が多分資料として拝見されておると思いますが、大変恐縮な言い方をして申しわけない。これはつくる側の都合でつくっちゃう。読む側の気持ちになって今後の資料としては提供してほしい。なぜかといったら、公文書規定で、海津市は縦書きじゃなくて横書きにする。これをまじめに受け入れるとこうなるかもしれんけど、これでは全く意味不明でございます。理由がわかる者にしては少しわかるかもわからんけど、新しい人が読んでこれでどう判断をされるか。今後の検討をお願いして、先ほどの質問、いつまでに結論をくれるのか、お願いしたいと思えます。

議長（水谷武博君） 日比社会教育文化課長。

社会教育文化課長（日比正廣君） 新年度の講座等につきまして、また募集等もかけることをこれから行います。当然そういったこともありますので、早急に講座の場所等は確定していきたいという考えでございます。よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 星野勇生君。

17番（星野勇生君） 「早急」という言葉をいろんな辞書で引っ張って見ると、おもしろい

ことが書いてあるんです。だけど、そういう言葉は、聞こえはいいけど、いつまでに、こういうものは市民に明確に公表すべきじゃないかなあとと思いますが、いかがでしょうか。

議長（水谷武博君） 日比社会教育文化課長。

社会教育文化課長（日比正廣君） 来年度早々に各地域へ講座募集の資料を出すことになります。当然それまでに場所の確定は要りますので、今月じゅうには確定させなければならぬということはおもっております。

〔「議長、許してください」と17番議員の声あり〕

議長（水谷武博君） 再質問ですか。答弁不十分ということでもいいですか。

〔「はい」と17番議員の声あり〕

議長（水谷武博君） 星野勇生君。

17番（星野勇生君） 申し上げておるように、3月31日で閉館なんです。そうすると、4月新年度へ入ってから募集しますよ。じゃあその間、あなた教室はどうするんですか。違いますか。だから私は、早急に日にちの設定をして、備品をどこへ置くからここへ来てちょうだい、こういう教室をやりますからと、なぜ今流せないんでしょうか。そんな思いを予算の中に入れて決められたことじゃないかなあとと思いますが、いかがでしょうか。不十分です。十分に答えてください。

議長（水谷武博君） 日比社会教育文化課長。

社会教育文化課長（日比正廣君） 教育委員会が主催しております各種講座につきましては、大体4月からは始めずに、5月から講座開始というような状況で毎年進めておりました、この18年度も一応同じ予定をしておりました。ただし、教育委員会主催の講座だけじゃなしに、クラブサークル等の利用もございますので、星野先生おっしゃいますように、ちょっとおくれではございますが、早く場所を決めていきたいということで答弁とさせていただきます。

議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第43、議案第38号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第44、議案第39号 海津市障害児通園訓練施設条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第45、議案第40号 海津市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例についての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） この委員の構成メンバーというのはどういうふうでしょうか。当然この障害者、精神障害、身体障害、知的障害というふうに三つの本当に多岐にわたる障害に対して認定審査をしなくちゃいけないということなんですよね。だから、この委員はこういう方を予定しているのか。

それと、その審査会に渡すまでの、その前にそれぞれの障害者の方に対して、どういう状況を聞きに行かれる方というのは市の職員なんでしょうか。それとも、やっぱり専門性がないことにはとても難しい判定ではないかと思うので、そのところをお聞かせ願いたいと思います。

議長（水谷武博君） 大倉市民福祉部長。

市民福祉部長（大倉富夫君） 先ほど御質問の委員につきましては、御指摘のとおり大変いろんな要件が必要でございます。それで、今の考えておりますのは、医師、それから精神の方の考え方で地元で養南病院等もございまして、そのケースワーカー等の御協力を得たいなあと、こんなふうに思っておりますし、また、いちい荘の方に身障関係、あるいは精薄の関係等のケースワーカー等の協力を得られると思っておりますので、そんなふうに考えておりました、そんなことで行きたいなと思っております。当然規則でそういうことも決めていきたいと思っておりますが、そんなような考えでおります。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） 規則はもう決まっていますか。

市民福祉部長（大倉富夫君） まだです。

2番（堀田みつ子君） まだですか。できたら、よろしく願いいたします。

議長（水谷武博君） 後藤障害福祉課長。

市民福祉部参事兼障害福祉課長（後藤昌司君） 障害者個人のそれぞれの調査につきましては、私ども職員ではなくて、やっぱり専門性を持った方に委嘱をいたしましてお願いすることになっております。18年度の予算の方にそういった委託料、それからお医者さんにかかった場合の、診断書を書いていただいた場合の手数料等をすべて上げさせていただいております。よって、障害者の方は直接そういった調書をつくるのに費用負担がかからないというふうになっております。以上でございます。

議長（水谷武博君） そのほかにございますか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

ここで皆様にお諮りをいたします。時間も長くなりました。ここで休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） それでは、ただいまから15分とりまして、3時50分再開をいたしますので、よろしく願いいたします。

（午後3時35分）

議長（水谷武博君） 定刻になりました。休憩を解き、審議を再開いたします。

なお、渡辺光明議員から所用のためこれからの本会議を欠席の旨通知がございましたので、それを許可いたしました。

（午後3時50分）

議長（水谷武博君） それでは日程第46、議案第41号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） はい、堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） それでは、それぞれの1号被保険者の人が、結局基礎になるところで1,050円の値上がりというふうになりますよね。ただこの場合、税法なんかが変わったために、1,050円で済まないということもあり得ますよね。3号と4号が同じ、前は3号だったのが4号ということでしたね。その人も要は1ヵ月に1,050円プラスされるというふうなんですけれども、例えば今回の税のいろんな控除の額が変わってきたために、3号だった人が4号になってしまうということも可能性としてありますよね。大体そういうふうな人が何人ぐらい見えるか、そういうことはもうわかっていらっしゃるのでしょうか。

それと、大体どれぐらいの目安で考えられているのでしょうか。実際に収入は変わらないのに、払うお金というのが、ただ、基本的なところの、今までだったら2,800円というのが3,850円になっただけじゃなくて、もっと保険料が高くなるという人がいるのではないかと思います。

それと、ここにある第38条第1項第1号に掲げる2万3,100円という1年間の保険料を納める人は、生活保護の人が中心ですよね。でも、その上の2号の人なんかは、80万円という区切りの中で、80万円以下の収入というのは、結局、生活保護を受けてみえる人の収入より

も低いんじゃないですか。そういうことから考えると、ここの1号、2号の人の保険料というのは、本当にこれでいいのかというふうなことを思うんですけども、そこら辺のところを担当課の方はどういうふうに考えてみえるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（水谷武博君） 谷高齢福祉課長。

市民福祉部参事兼高齢福祉課長（谷 芳和君） それではお答えをさせていただきます。

まず、減額をする対象の人はどれくらいかという御質問があったというふうに思っております。この減額対象になるといいますのは、今回の税法改正によって、これは御存じかと存じますが、65歳以上の方で125万円の所得以下の方は今まで無条件に地方税法の中で非課税になっておる。その部分が撤廃されたという税法改正の中で、ここで税金を納めることになった場合には第4段階に入ってまいります。それを緩和していこうという趣旨でございまして、その方が税法改正がなかった場合に置きかえてみますと、税金が出ていなかったというふうに判断される方については、軽減率によって保険料の額を2年間にわたって緩やかに改善していこうという趣旨のものでございます。一応昨年度の申告実績の中で持っている数字でございまして、これは当然変わるべきものでございます。ことしの確定申告によって変わってくるわけですが、第2段階からの緩和措置というのは一応155人、それから第3段階からの第4段階に移る方が89人、こういうふうに数字をつかんでおります。

なお、第1段階から第3・第4段階に来る方は見えないというふうにつかんでおります。それから第1段階から第5段階に来る人も中にはあろうかということでございますが、1から5に来る人は、一応該当はございません。第2段階から5段階に来るといふ人は11人、それから第3段階から5に来る方は433人、第4段階から第5段階になろうといふ人は987と、こんなような数字でございまして、これについては、ことしの確定申告を済ませないと確定した数字というのはあらわれてこないというふうに思いますので、その辺だけはよろしく御理解賜りたいと思います。

それから、激変緩和というふうに呼んでおりますが、第1段階が2万3,100円、これは半分になるといふことでございます。第2段階の方、これは年金でいきますと80万以下というランクにされる方でございます。第1号については生活保護世帯、または高齢福祉年金の受給者の方というふうになっております。

それで、御指摘のようなことは、これは人によってはやっぱりあろうかというふうに思いますが、一応省令によってこのようなランク分けの国から来ております基準でございまして、そういう方が大変多くあるということはないかと思っておりますけれども、中にはそういうふうなことができてくるというのはやむを得ないことかというふうに思うものでございます。私がお聞きしました質問に関しましては、以上の答弁とさせていただきます。

議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） 第1号の生活保護という方なんかは、生活保護のお金の中に保険料のお金も入っているというふうになっていますよね。でも、結局のところ、その上の第2号になる方というのは、年間80万円以下という、本当に生活保護基準以下で暮らす人、この方が家族と一緒にならまだしもなんですけれども、こういう場合、ほとんど80万円以下というふうな方でしたら、大体は生活保護を受けられておりますでしょうか。私はそこら辺が心配ではないんですけれども、そういう点も含めて、もし家族とか、一緒に住んでみえる方もさらに収入が少ない、独居だとか高齢で2人というふうな場合で、保護も受けられていないような方の場合、このときの保険料というのを、全額とは言いませんけれども、半額免除だとか、そういうふうなことを今後考えていかななくてはならないのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（水谷武博君） 谷高齢福祉課長。

市民福祉部参事兼高齢福祉課長（谷 芳和君） ただいまの御質問でございますが、もともとの第2号、第2段階、世帯全員が住民税非課税で年金収入が80万円以下の方ということで、この方については、省令の基準によって0.5の率を適用していくわけでございます。それで、御家族がある場合には、幾ら80万円以下の方、40万、50万、いろいろあろうかと思いますが、御家族の方がその世帯の中で税金を納税してみえます方については、これは第4段階の方になってまいります。ですから、世帯全員が住民税の非課税で、なおかつ80万円以下ということございまして、じゃあその方が生活保護の対象にすべてなっているかといいますと、ほとんどなっていないというふうに御理解願った方がいいのかなというふうに思います。やはり生活保護というのは、ちょっと私も専門分野ではないわけですが、財産の状況、その他援助の状況、そういうものを勘案して生活保護というのはされていくわけでございますので、そういう方がありましても、0.5まで落として緩和策をとっているというふうで、救済をしているというふうでこれはなっているものでございますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第47、議案第42号 海津市介護保険施設使用料条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第48、議案第43号 海津市特別養護老人ホーム等条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第49、議案第44号 海津市斎苑条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第50、議案第45号 海津市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第51、議案第46号 海津市河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第52、議案第47号 海津市下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第53、議案第48号 海津市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第54、議案第49号 海津市非常勤水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第55、議案第50号 海津市下水道事業特別会計への繰入についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第56、議案第51号 市道の路線認定及び廃止についての質疑を許可いたし

ます。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第57、議案第52号 指定管理者の指定についての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

2番（堀田みつ子君） この指定管理者というのが前回の議会で議決されまして、その中には情報公開条例との関連もございました。この社会福祉協議会の出してきているもろもろの情報などというのをどこまで情報開示できるものなのか。こちらから求めれば、おおよそ状況を公開していただけるのかどうか、その1点だけ、指定管理者制度の指定全般にですけれども、お願いいたします。

議長（水谷武博君） 谷高齢福祉課長。

市民福祉部参事兼高齢福祉課長（谷 芳和君） お答えさせていただきます。

情報の開示をどこまでできるかという御質問かと存じますが、利用者の個人にかかわるようなことについては、個人情報の保護ということを考えていかなければならないかというふうに思います。

ただ、利用状況についての開示というのは、地方自治法の中でも、指定管理制度を導入した場合には、指定管理者は報告をしなければならない義務というのが生じております。それによりまして、当この2施設につきましても、仕様書並びに協定書の中で、3ヵ月前に状況報告を求めることになっております。それは事務的な中で経営状態等を見ていくわけでございますが、当然必要に応じて請求があれば開示していくことに問題はないというふうに私は思っております。以上でございます。

議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 星野勇生君。

17番（星野勇生君） 監査委員事務局にお尋ねをいたしたいと思います。

今回の指定管理者の関係で、監査委員事務局として、事務監査まで入れる状況にあるのかどうか、これだけ説明してください。

議長（水谷武博君） 高木監査委員事務局長。

監査委員事務局長（高木 栄君） 失礼いたします。

指定管理者の中身につきまして、監査ができるかというお話でございますが、ここにつきましては、監査としての、これは行政監査という形で入れるかどうか、これにつきましては、まだ確定というところまで来ておりませんが、私の考え方といたしましては、指導はで

きると考えております。

議長（水谷武博君） そのほかにございますか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認め、よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第58、議案第53号 指定管理者の指定についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第59、議案第54号 指定管理者の指定についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして日程第60、議案第55号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りをします。討論を省略して、採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第55号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして日程第61、議案第56号 海津市・養老郡・安八郡地域結核対策委員会の共同設置に関する規約の変更に関する協議についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りをします。討論を省略して、採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

お諮りをします。議案第56号 海津市・養老郡・安八郡地域結核対策委員会の共同設置に関する規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 海津市・養老郡・安八郡地域結核対策委員会の共同設置に関する規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして日程第62、議案第57号 西南濃粗大廃棄物処理組合理約の一部を改正する規約についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りをします。討論を省略して、採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

お諮りをします。議案第57号 西南濃粗大廃棄物処理組合理約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 西南濃粗大廃棄物処理組合理約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りをいたします。議案第1号から議案第54号までの54議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第54号までの54議案は、議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、審査は3月20日月曜日までに終了し、議長に報告を願います。

散会の宣告

議長（水谷武博君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は慎重に御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。本日はこれをもって散会をいたします。長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。

（午後4時15分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成18年3月3日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

